

地方行政委員會議錄第二十二号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)

正午開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事藤尾 弘吉君

理事床次 徳二君 理事門司 亮君

生田 宏一君 佐藤 親弘君

前尾繁三郎君 山本 友一君

吉田 重延君 橋本 清吉君

藤田 義光君 北山 愛郎君

滝井 義高君 西村 力弥君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

中井徳次郎君 松永 東君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君

總理府事務官自治 武岡 憲一君

總理府事務官自治 後藤 博君

總理府事務官自治 長野 士郎君

府原税課長 柴田 護君

委員外の出席者

總理府事務官自治 河野 義一君

組合連合会会長 齋藤 徹雄君

参考人(日本興業 石井みどり君

参考人(歌舞家) 佐藤 甚吾君

参考人(全國農 三田 政吉君

参考人(全國農 春日 政男君

参考人(全國農 小林 毅君

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(全國農 合連合会副会長)

参考人(日本化学工業 大島 竹治君

参考人(技術部長) 亨 仁君

参考人(東京都主 税務局長) 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

自動車税引上げ反対に関する請願

(長谷川保君紹介)(第五二七九号)

同(塚原俊郎君紹介)(第五二七二二号)

消防自動車設備費起債認可に関する

請願(志賀健次郎君紹介)(第五二七

三三三)

信用金庫に対する固定資産税等の免

除に関する請願(大石ヨシエ君紹介)

(第五二七七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(金曜日)に付した事件

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇八号)

○中井委員長 これより会議を開きま

す。

この際小委員会の設置についてお諮

りをいたします。すなわち町村合併促

進に関する問題については、種々御協

議を願つておる現状であります。こ

れに關して調査するため、小委員会を

設置したいと思ひますが御異議あ

りませんか。

○中井委員長 御異議なしと認めま

す。さう決定いたします。つきまし

ては、その小委員及び小委員長を選任

したいと思ひますが、これは投票の手

続を省略いたします。委員長より指

名することに御異議ございませんか。

○中井委員長 それではさうに決定

をいたします。委員の各位のお名前を

申し上げます。

加藤 精三君 藤尾 弘吉君

○中井委員長 これより地方税法の一

部を改正する法律案を議題として質疑

を続行いたします。藤田義光委員。

○藤田委員 水害に關連して地方税収

の大幅な減少が予想されますが、今回

の地方税法の改正案にも關連しますの

で、この際どういふ方策を講ぜられま

床次 徳二君 橋本 清吉君

北山 愛郎君 西村 力弥君

門司 亮君 中井徳次郎君

松永 東君

委員長は加藤精三君にお願いをいたし

ます。

○中井委員長 なお引続きお諮りをい

たしたいことがございます。すなわち

地方財政の再建整備に關しまして、本

委員会として調査を進めますために、

小委員会を設置したいと思ひます。こ

れを置くことにいたします。つきまし

ては、その小委員及び小委員長を選任

したいと思ひますが、これは投票の手

続を省略いたします。委員長より指

名することに御異議ございませんか。

○中井委員長 御異議なしと認め、さ

うに決定をいたします。ただちにその

指名をいたします。すなわち

加藤 精三君 生田 宏一君

床次 徳二君 藤田 義光君

横路 節雄君 滝井 義高君

門司 亮君 大矢 省三君

三木 武吉君

なお委員長には床次徳二君を煩わすこ

とにいたします。

○藤田委員 そこでお願いしたいの

は、従来の特別平衡交付金のわく内

は、はかれない切れないということござ

います。そのうち八%、百四億が特

別平衡交付金は千三百億でございます

まして、そのうちの八%、百四億が特

別平衡交付金は千三百億でございます

まして、そのうちの八%、百四億が特

別平衡交付金は千三百億でございます

まして、そのうちの八%、百四億が特

別平衡交付金は千三百億でございます

まして、そのうちの八%、百四億が特

別平衡交付金は千三百億でございます

別平衡交付金ということになりますと、今回の税収減だけで大体とん／＼になるような惨状でございます。この点に關しましては財政部も非常な関心があるわけでございますが、国税の徴収に關しましては、天災地変等に關しまして、ただちに具体的措置が国税局を中心にとられるのであります。地方税に關しましては、かんじんな市町村長あるいは府県知事等の執行機関が具体的措置をとるよりどころがないために、非常に不安を覚えております。従いましてこういう天災地変等に対する大規模な地方税の減収に關しましては、何かここで特別の対策を恒久的に考へておく必要があるのではないか、毎年数百億、数千億の災害がある日本としましては、この機会に何か税法上の特別措置を考へておく必要があるのではないか、もし特別措置を考へるとすれば、地方税法の改正を機会に何か具体化する必要はないかと思ひますが、この点何か研究がありますかどうか。

○後藤政府委員 災害の場合に、特別な法律が何かをつくらうかという御質問だと思ひますが、現行制度の建前では、各税の条文の中にそれ／＼災害による場合の減免の規定が入つております。従つて市町村それ／＼条例でもつてやり得るようにはしております。従つて、国税にはその方式がなくて、一括してやつておるわけでありませう。法律上の建前からいいますれば、さうなことになると思ひますが、しかし具体的な災害の場合には、やはり具体的に条例の指導をしてやらなければならぬのじやないか、さうに考へております。今回の場合もやはり

りもつと具体的にいたしますれば、もつとこまかい条例指導をいたしたいと思ひます。従つてできるだけこまかく指導はいたしたいと思つておりますけれども、おつしやるようなケースが出て来るので、できるだけそれを県で各市町村間の平均をとるように出してもらいたい、こういう指導を現在いたしております。

○藤田委員 ぜひ条例指導はこの際考へていただきたいと思ひます。通課等によりまして、至急ひとつ何か手当てしていただきたいと思ひます。それから減収の見込みに關しまして、地方自治体と自治庁の見解が、相当齟齬を来すのではないか、これは平衡交付金の配分にたゞに關係します深刻な問題であります。何か調整の必要はないかどうか、これは地方財政と財政部との關連で考へていただかなくてはならぬ問題であります。この点ひとつ何か具体的方法がありましたらひとつ。非常に要求と自治庁の見解に大きな隔たりが出て来るような情勢もありまうので、この際お伺ひしておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 おつしやいますことはよくわかりますが、具体的な問題といたしまして、たとえば例をあげますと、田畑の冠水というのがあります。この冠水の中にある／＼問題がありまして、ほとんど流失に近い、すなわち堆土のために流失に近いものと、そうでない場合とあります。そういうものを込めて浸水とかそういう名で呼んでおります。従つてその幾分かを流失の方に入れて減免をするというふうな場合もあるかと思ひまして、やはりそういう市町村の災害の報告自体に問題があると思つております。従つてあとで私も調べます場合に、そういう問題を残さないようにしたらどうか、現在研究をしておるのであります。しかし実際問題といたしまして

は、やはり最後は市町村長及び市町村議会の裁量の問題にかかつて来るのだと思ひます。従つてできるだけこまかく指導はいたしたいと思つておりますけれども、おつしやるようなケースが出て来るので、できるだけそれを県で各市町村間の平均をとるように出してもらいたい、こういう指導を現在いたしております。

○藤田委員 最後は一点お伺ひします。たとえば熊本の災害を例にとりますと、おそらく九百億を突破する被害でございます。特別立法等のいわゆる特別措置がありまして、県庁と市町村の地元負担は二百億近いものが予想されるのであります。その際におきまして、税収減とそれから交付金による問題、その他勘案いたしまして、地元負担分をいかにして処理するかということが、災害の非常に大きな差違つた問題になつております。この点に關しましては、何か税法上特別の措置を考へる余地はないかどうか。たとえば災害にあわざる県に對しまして、公債を起すということが最後の財源のようでございますが、国家財政も苦しい今日におきまして、災害にあわざる県に普遍的な何か税源を考へてみることも、一つの方法ではないかというふうな考へております。これは全國民の負担に對して災害復旧を促進しようという趣旨からしても、こういう問題をこの際考へてみる必要はないかどうか。

○後藤政府委員 非常にむづかしい問題でありますので、十分研究させていただきますと思ひます。

○門司委員 私はこれは委員長にお願ひするのですが、午後から出て来るかどうかわかりませんが、私は大臣にせ

ひひと至急に出来てもらいたいと思ひます。それには閣議で夏季手当〇・二五の繰上げ支給を決定するといふようなことが大体報告されております。そうするとこれは勢い地方の自治体に大きな關連を持つて来ます。地方の自治体としてはたゞちに財政措置をしなければならぬ。従つてこれはひとつ責任のある大臣に来てもらつて、大臣がどういふお考へでおられるか、この点ひとつ確めたいと思ひます。このことは特に委員長からお願いをしていただきたいと思ひます。

○中井委員 了承いたしました。

○門司委員 それから税法に關しましては、これは昨日の問題を再びむし返すようなわけでありまして、昨日私は大体現行法の三百三十三条による法人割を百分の十八まで引上げた場合に、一体どのくらいの増収があるかといふことを聞いておつたのでありますが、これに對する明確な資料をお出し願ひたい。それからもう一つそれと同時にこの現行法による百分の十二・五までとめておるところがどのくらいあるのか。あるいは制限税率の百分の十五までとめておるのがどのくらいあるのか。このへんの区わけもひとつぜひおわかりでしたら知らせてもらいた

い。

さらにもう一つこの機会に聞いておきたいと思ひますことは、例の税の負担の均衡の關係であります。国税に對しては所得税に勤勞控除その他を設けておられます。そして負担の公平と、さらに徴収の事務の非常に能率化をはかるために、源泉徴収がされておるといふようなことで、これが勢い負

担の公平にならざるを得ない、いわゆる事業所得の方については、あるいは個人所得の方についてはなにか、徴収が困難である、従つて源泉徴収の分は非常に徴収が案になるというふうなことから、これが公平を期するために大体一五％程度の勤勞控除を一応認めておる。従つてわれ／＼としてはやはり中央で認めておるから、これが地方に認めなくてもいいというものの立て方はどうかと考へる。従つて国税は国税、地方税は地方税としてのもの考へ方から来るなら、当然地方税にもそういう処置がとらるべきである、ことに最近では地方税といへども、勤勞者に對してはことごとくいつてもいいほど、源泉徴収が行われておるのであつて、これはまたたく間の徴収方法とかわらぬような形になつておる。こうなつて参りますと税負担の公平の点から言つて、均衡がやはり破れて来ておるといふことは私は事実だと思ふ。そう

なつて参りますと、やはり国税と同じように源泉徴収をしておる市町村民税に對しても、勤勞控除というやうな何らかの形に對してこれを是正する、均衡化する必要があるのではないかと

いふように考へるが、これに對する當局のお考へは一体どうであるか。

○後藤政府委員 勤勞控除の問題に關連いたしまして、地方税にも勤勞控除の制度を設けたらどうかという御意見であると思ひますが、私もさういふ思ひは、市町村民税は特に所得税をそのまゝ持つて来て課税標準としておるわけでありませう。従つて所得税で勤勞控除をなさるれば、市町村税に對してもその負担關係が同じやうな状況にあるのだ、こういうふうに考へ

ております。従つて市町村民税だけの基礎税といふものを考えるよりも、むしろ税額の大きい、直接の負担の大きい部分でありますところの所得税の方の勤労控除の制度を拡張してもらいたい、それによつて負担の均衡をはかつてもらいたい、こういう要求を国税の方のいたしてあります。国税の方の問題をそのまま地方税に持つて来て解決するより、国税の中において解決する方が、やはり全体の税の体系から見ていいのではないか、かように私は考えておる次第であります。

○門司委員 今の答弁は非常に重大でございますが、私は自治庁の考え方として、もしそういう考え方が正しいとして、私はこれは議論をいたしまして、正しいとして、一体責任を持つてそういうことがあなた方に言えますか。国税の方を下げてもいいかというところは、政府内部の統一された意見であるかどうかということ、私ははつきりお伺いしておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 実は私も市町村民税の話をよく市町村の方々に聞くのであります。その場合に国税の場合であります。給与所得者とそれから事業所得者とは、別々な方が課税をしておられますから、はつきりその比較ができないのであります。市町村民税の場合にははつきり比較ができるのであります。一本でもつて課税いたしてあります。従つて市町村で申しますと、市町村民税の番付が簡単にできるのではありません。その場合にいかにも給与所得者に非常に重くなつてゐるようによつて、所得税の申告所得と源泉所得

との間の不均衡がそこに現われておる、こういうように私も考へてゐるわけでありまして。従つてその不均衡を直す方法としては、われ／＼の手よりもむしろ国税の方でその不均衡を直してもらいたい、国税の方に申しますと、国税の方はやはり申告所得の捕捉が非常にむずかしいわけでありまして、むずかしいという問題と同時に、私も勤労控除自体をもう少し高くすべきではないか、こういう問題とからんで来るのではないかと、かように意見をしております。従つてそういう意見をわれわれは大蔵省に税制の改正のとき、しばしば申し上げておるわけでありまして、国の側といたしましては事業所得の捕捉を嚴重にいたしまして、給与所得の方へ合せて行くということを申すのであります。実際問題としてそれはむずかしい面も相当あるかと思ひます。私は現在の不均衡を直すには、勤労所得を多くする以外に方法はないのではないかと、かように意見を持つておりますし、申し上げてゐるのであります。

○門司委員 あなたの方の理論としては、一応それで成り立つと思つてゐるようですが、それは一つの理論であつて、それが政府内部で統一された一つの意見として、そういう税制の改革の方向に向かうというなら、これは別にわれわれは議論する必要はないと思つてゐる。しかし現在市町村で行はれますのは、本税が不均衡であるから、その不均衡がそのまま地方に來ていいという考え方といたしますれば、これはやはりどうかと思つてゐる。できるだけ不均衡なものについては地方税なら地方税によつて、是正するのが私は正しいと思つてゐる。

本税が不均衡であるから地方税が不均衡にならざるを得ない、これは自治庁の責任じゃない、これは大蔵省の關係であるから地方の方はそれでいいのだという考え方を、これに手をつけたいというところは私はいかになものかと思つてゐる。やはり政治を實際に行う者の考え方からすれば、是正すべき余地があるとするならば、どこまでも是正するのがいいのではないかと、国において不均衡であるものは、地方においてもやはり不均衡に相違ない、従つて勤労者の面からすれば、こういう意見が出るのであります。所得税の捕捉が完全にできない、もちろん完全に直ればいいのであります。これができない今日においては勤労者の方をいたしましては、先ほど申し上げましたように特にこのところは源泉徴収で大部分をとられてゐる、本税の方でも源泉徴収でどん／＼徴収なくとられてゐる。地方税の方も元がそうだからといつて仮借なくとられる、實際納税するといふことがよいとは言へぬが、ふところがかろうと悪かろうと、どんな源泉徴収はとられる、やはり徴収の方法にも多少緩急の差はあると思つてゐる。そういうところから私も是正すべきものならば、これを地方税にもそういう形で是正すべきであるといふことが考えられるのであります。従つても方法がかりにとられるとするならば、今のような答弁でなくして、實際上の問題としてこれは地方税の方で多少是正するといふか、いわゆる出す金は同じで、国税でとられても地方税でとられても出す方にとつては同じである、従つて一応理論は今のようなことは成り立つと思ひますが、しかし實際

の問題としてこれを地方に速急に実施する必要があるじやないかといふことを考えるのであります。またそれらの面についてたとえば財源措置等については、昨日私が御質問しましたように、それらの数字が大体出て来れば、そうむずかしい相談ではないじやないかといふことを考えられる、このことはきのうの委員会でも聞いてみました。どうも当局の答弁が非常にいいものであつて、ただシャウブの言いつけを、いまだに守つてゐるということであつて、私は何もシャウブの言つてゐることを、いまだに守る必要はないと思つてゐる。この辺で大体改むべきものは改めて、先ほど申し上げましたように、資本の蓄積があまり急であるために、事情から言えば個人の収入をできるだけ少くして、そうして当然個人の負担すべきものであると考えられるもの、やはり法人の負担にして行くという弊害はたくさん出て来ていると思つてゐる。そのことは政府は気がついておられると思つてゐる。従つてそこに脱税の大きな穴があるとするならば、その脱税の穴を防ぐことのために、私は地方住民の負担と法人税の負担とが、特に市町村民税であつて公益税の性格を持つものである以上は、やはり同じような率にしてかける必要があると思つてゐる。きのうの答弁のようであるのかどうか、考え方をすつかりかえたのかどうか、この際はつきりさせておいていただきたいと思います。

○後藤政府委員 市町村におきまして實際の所得が、非常にアンバランスになつてゐることは事實であります。しかし私も地方税法の建前では、そういう全体的にアンバランスである場合には直すことができるような法律もつくつておるのであります。實際問題としてはあまり活用されておるませんが、三百六十六条において市町村長は課税標準の計算のし直しをすることができるといふ規定もあるものであります。従つてそこで直すという手がついてございます。しかし勤労控除の制度を新しく市町村民税に入れて参りますと、非常に技術的に困難な問題がたくさんあるのではないかと、実はきのう入るかといふ研究をしてみたのであります。したが、たとへて申しますと所得税の元にさかのぼりまして、個人の給与そのものの所得の内容に入つて、勤労控除をしなればならぬかと思ひます。従つて一々所得の内容に入つて勤労控除を五分上げるといふことは、市町村の現在の課税当局の手でできるかどうか、こういう問題があるかと思ひます。従つて非常に煩瑣なことになりはしないか、国の方でやりますと非常に簡単でありますけれども、市町村でそれの手をつけますと、非常にむずかしいのではないかと、その他技術的に非常に困難な点がありまして、もう少し研究を要するのではないかと、かように結論に、昨日歸つてからいろいろ研究した結果、到達してゐるのであります。

○中井(橋)委員 ただいま門司さんのお尋ねに対してお答えがあつたのであります。この問題は實際日本全国の市町村が、一番困つた問題なのであります。都市周辺の町や村に行きますと、町村民税の一番高いのはサラリーマンであつて、いかに参りますと町村民税の高いのは小学校の校長先生で、どうも一目瞭然で、あまりひどい

じやないかという次第でありまして、数年前からやかましく自治庁の方にも言つておられる。従いまして自治庁の方でも現に研究されておられるのであります。どうもかしこ今のようなお答えではない。もう何とかしなくちやいかぬ時期が来ると思ひます。数年前であつたと思ひます。和歌山県のある村からあなたの方に問合せをいたしまして、勤勞所得に対する控除と、一般の所得に対するものとの間に区別をつけたらどうか、たとえは勤勞控除については二割引とか三割引とかいうようなことをやることは、違法であるかどうかというふうな問い合わせをしましたところが、あなたの方からそれはやはり違法であるというふうな返事を出しておられるのであります。そこで全国の市町村長は非常に困りまして、今實際にしようとしておられるものが相当あると思ひます。皆さんのところには報告いたしておりましたが、適当にやつてゐる。あなたは非常にむづかしいと言ひましたけれども、必ずしもそうではありません。たとえば税金をのめられるために最近是非常に小さな商店も法人になつております。その法人の社長の月給などというものはきつめて安いのであつて、そういうもので行きますと非常に安いものが現われて来るわけでありまして、先ほど門司さんから御質問の中にもありましたように、問題は源泉徴収ができるような勤勞所得の人たちであります。これに対しては手数料として三%ぐらゐで与えることができるというふうな税制があつたように、私は記憶しておるのではありません。そういうものは源泉徴収でありますから、市町村は

手数料が非常にかからない。たいていの市民税、町村税、村民税などというものは滞納しがちであります。従いまして、そういう源泉徴収者に対しては金利を計算いたしまして、そういう手数料の部面を入れてよろしいとか、相当幅のある修正ができると思ひます。あなたのおつしやるように国税と地方税との間に区別をつけるわけがつかぬかというところについての御答弁は、一応筋が通つております。しかしこの問題についても基本的には私は問題があると思ひます。市町村が地方分権をあれだけ保障されておられるが、財政についてはちつともいじるわけには行かないなどというふうなことは、相当ひどいと思ひます。思ひます。まあそれはよくいひましたけれども、ぜひともそういう面だけでも、源泉徴収に対する手数料的なものを非常に上げるとか、金利を大きく計算してもらふとかいうふうなことは、私は簡単にできるんじやないか。また全国の市町村の中では、このようになつてやつておる、非常に内心が持が悪いがやつておるところがある。ときどき県や自治庁からしかられておるが、また財政難で非常に弱つておる、何とかしなくちやいかぬというふうな状態でありまして、どうぞこの問題については、もつと思ひ切つた手を打つていただきたいと思ひます。この点について御意見を拝聴いたしたいと思ひます。

かと思ひまして、私も違法であるという見解をとつておるのであります。さつきお話の手数料を出しておるという事実は私も実は知つておるのであります。この手数料制度を肯定するかしらないかという問題がございまして、それで肯定することになります。これはまた国税の問題になります。国税の源泉徴収の場合にも、やはり手数料という問題があるわけでありまして、従つて政府内部の意見がなか／＼一致しないのでありまして、私も一致いたしましては、現実の市町村税の不均衡を認めておられるので、その間源泉徴収をいたしております給与所得につきましては手数料を出すこと自体は、ある程度承認をしておるわけでありまして、しかしそれが非常に大幅になつて参ります。やはり問題があらまするの、適正な時期にこの手数料の肯定をいたしたい、かように私も考えておる次第であります。

かと思ひまして、私も違法であるという見解をとつておるのであります。さつきお話の手数料を出しておるという事実は私も実は知つておるのであります。この手数料制度を肯定するかしらないかという問題がございまして、それで肯定することになります。これはまた国税の問題になります。国税の源泉徴収の場合にも、やはり手数料という問題があるわけでありまして、従つて政府内部の意見がなか／＼一致しないのでありまして、私も一致いたしましては、現実の市町村税の不均衡を認めておられるので、その間源泉徴収をいたしております給与所得につきましては手数料を出すこと自体は、ある程度承認をしておるわけでありまして、しかしそれが非常に大幅になつて参ります。やはり問題があらまするの、適正な時期にこの手数料の肯定をいたしたい、かように私も考えておる次第であります。

計算ができるというものでありますれば、おつしやるような弊害はなくなるかと思ひます。

○加藤(精)委員 次にお尋ね申し上げますが、政府におきまして地方税の制度を総括なさる担当者として、住民の税負担におきまして不均衡がある場合におきまして、それを率直に認めてこれを一日も早く是正なさるというお熱意が、地方税の税務を総括されることの担当者には必要じやないか、こういうことを考えるのでございまして、たまたま地方税に選ばれておられる住民税という税が、所得税附加税の性質を有するがゆゑに、現在の制度はこれは宿命的だ、弊害は幾何級数的に増大してしまつてしまふか、この問題を重ねてお尋ねします。

○後藤政府委員 お答えいたします。附加税の制度が、宿命的に持つておりますところの不均衡の拡大ということは、附加税制度をとる限りにおいては、あるのではないかとお尋ねいたします。しかしこれを独立税として、独立にやる制度に置きかえたらどうか、こういう意見も私も承知いたしております。市町村の税務当局において、独立に所得計算をやりまして、そして十分に負担の均衡がとれた税ができるかどうか、こういう問題があるわけでありまして、私はそういう独立税にするによつて起る弊害がまだ出て来るだらうと思ひます。どちらが市町村、自治体としていいかという問題は、別の問題として考慮すべきだらうと思ひます。最近の風潮は、御

承知の通り従来の独立税主義の地方税の方向に対して、非常に批判が強くなつて参りました。従つて地方税について、あらゆる税について国税の課税標準を持つて来て、国税の附加税の取扱いはしたかどうかという意見が、いろいろの団体から、また政府内部の、また国会の御意見としても私も多く拝聴いたしております。地方制度調査会において、その点を検討されておるものであります。方向をいたしましては、独立税主義を是正して、元の附加税主義にある程度帰つて行くのではないかと、こういう方向ではないかと私も考えておるものであります。従つて市町村民税は完全な独立税主義にするよりも、やはり附加税的な取扱いをせざるを得ない。その場合に、お話の通り不均衡が出て参りますので、その問題は国税において根本的な解決をしてもならぬ限りは、地方税においてはなかなかむずかしいのではないかと。もちろん現在の地方税法の規定におきまして、町村長は独自の所得計算をする規定があります。従つてその規定を運用すれば、負担の均衡はとれることに法律上はなつておりますが、現実にはなかなか思うように参らないのであります。そういうふうにも私も考えておる次第であります。

○加藤(精)委員 ただいまの税務部長さんの御意見によりますと、地方税の一部である住民税が、所得税附加税としての本質を持つてゐるのである、これは動かすことができない制度であるというふうにお考えになつておられますが、これに對しまして前の質問で申し上げましたごとく、所得税の勤労控除率が低いということによつて生じた

事業所得者と勤労所得者との税の負担の不均衡が、オブション・ツールの設定によりまして、加速度的にその弊害を助長する場合に、ただいまの住民税を、所得税附加税の本質を持つてゐる制度として扱ふしかないという建前のものにおいても、何か別の方法で救済すべきだという御意見であります。別の方法で救済できないことは、税務部長さんも御承知の通りであります。所得内容の計算を、税務署と別に仕直すということは、これは勤労控除の率をかへることにはならぬのでして、そういう方法がない以上、現在の地方税における勤労所得者と事業所得者の負担の不均衡の非常に拡大された弊害を、そのまゝおつて置くしかないという御見解を、税務部長さんがおられてゐるものであるかどうか、その点を突き詰めてお尋ねします。

○後藤政府委員 私どももいたしましては、国におきまして、やはり国税の中で事業所得とそれから勤労所得との間の不均衡があるということでありまして、事業所得の課税率の捕捉について十分努力をされて、漸次均衡はとれて参つておると思うのであります。従つて私は国税の方の課税標準がそろつてうまく平均がとれて参りますれば、地方税の方としても均衡がとれて参る、これ以上拡大するということ見通してあれば、何か考える必要があるものであります。漸次その幅が少なくなつて、不均衡が是正されつつあるように考えておりますので、今まで手をつけていない次第であります。しかし現状は、ずつと将来にわたつて続くようでありまして、何か特別なことを考えなければならぬじやないか、かように

考えておる次第であります。

○加藤(精)委員 次第に問題の焦点がはつきりして参りましたが、この勤労所得者と事業所得者との間の地方税の負担の不均衡ということに對して、認識の厚薄に問題が局限されて参つたようでありまして、この点はわれわれも認めておるものでございまして、門司委員も始終言われておりますように、これは事業所得者の負担が著しく軽い、また著しくこまかす余地がある、申告制度が完全なその目的を達し得ないということをかたく信ずるものであります。なおこの問題は他の面から見ますと、税務部長さんが大前提にされておられますところの住民税は、所得税附加税たる本質を有するということについても、かなり大きな疑問があるものであります。この住民税は、必ずしも所得に對して税率をかけて出す税額によつて定まるものではないのでありまして、そのほかに戸別割的な要素を、税額算定にあわせて用いてゐるのであります。どうせ精密な意味において、所得税附加税的なものでないのをごさいますから、ある程度所得税附加税の色彩を多少削減することも、私はできることだと思つておるものであります。あまりめちやくちやなことを申し上げますことは、もちろんこの税制体系というものに從事する義務のある、立法の立場にある者としては、慎まなければならぬと思つてございしますが、国税の体系内においてこの不均衡が是正できないときには、国民の大多数の人が苦しんでゐるこの税の不均衡を、地方税の立場で制度上是正することは、悪い事ではないと私は思つておるものであります。

同時に当然地方税の総括者として努力すべき点だらうと思つておるのです。なおそれを極言すれば、これは地方自治の、地方分権の本質論にもなると思つておるものであります。課率は市町村の条例によつて定まるのであります。市町村の条例によつて、勤労所得者と事業所得者との間の不均衡の是正をなし得る道だけには開いてゐないのではないかと。すなわちある市町村におきまして、所得税の勤労控除の率が低いことによつて生ずる弊害が、幾何級数的に増大した際に、非常に高い税率になつております場合に、その非常な苦痛を受けておる給与生活者がある場合に、すなわち町村におきましては申告納税者が非常に柄が悪く、そうして申告制度の目的とするところが非常に行われにくいというような場合もあると思つておる。そういう地方税の方におきまして勤労控除の実を上げることが妥当な場合において、不均一賦課としてでなしに、この条例によつて勤労控除をなし得る制度上の根拠を地方税法の中に定めておいて、そうして勤労控除をそこまですし得るという根拠法を規定しておいていただけぬものかどうか。この点につきましてはなお修正案のときに十分研究したいと思つておるもので、質問はこれで打ち切りますが、最後に税務部長さんのお考えを承りたいと思つておる。

○後藤政府委員 先ほどから申しましたように、給与所得の課税が非常にきつくなつてゐるという事実は私あると思つておるが、逆に言えば申告所得の方の税が、非常に軽くなつておるといふことにもなるわけでありまして、従つてその申告所得が適正に捕捉されていな

かつた場合には、その捕捉を適正にするためには、現在地方税法に規定があるのであります。その上で全体の税率を下げるのが現在の立て方としては筋ではないかと、かように私は考えておるものであります。申告所得と比較して給与所得に比べてこががあるから、給与所得の方を下げるという論もあり得るけれども、それよりも不均衡になつておる給与所得以外の事業所得の課税の方を適正にいたすことによつて、そうして全体の税率をその後で下げる、これが筋ではないかと私は思つておる。地方税法は現在そういう立て方をしておるわけでありまして、しかしおつじやないかと思つておる。私も、私どもも十分研究したいと思つておる次第でございます。

○大矢委員 この地方税法の改正に對してもしばしば問題になるのですが、先日新聞によりまして、地方制度調査会の中に小委員会として、鹽見先生ですか、その人が小委員長になつておられます。この結論はいつごろに出ますか。またその結果を漫然と待つておるのでなくして、担当者としての経験あるいは今日までのいろいろな地方からの要請による腹案があると思つておる。大体小委員会としての結論が出る前に、自治庁の關係者として腹案を持つておられると思うが、この次の議会は必ず根本的な改正案を出すかどうか、この点でお伺ひしたいと思つておる。

○後藤政府委員 大矢さんの御質問は、大蔵省でつくつております税制調査会と、それから地方制度調査会における財政部会と御混同されておるのではないかとと思つておる。鹽見先生は税制調査会の会長になられたやうでありま

す。これはまだ開いておりません。それからこれは国税と地方税とを通じ、国税及び地方税の課税標準を合わせるとか、負担の均衡をはかるという趣旨のようでありま。地方制度調査会におきましては、私も財政関係の者といましては、行政規模の事務がある程度確定しないと、税の問題には入れないのではないかと、具体的にたゞは附加価値税をどうするかという問題につきましましては、また国税との課税標準を合わせるか合わないかといふうふうな問題につきましましては、現在研究してある程度の結論も出ておるようには私も聞いておりますけれども、たゞは県とか市町村の行政事務がどういふふうになるかといふことがきまらなせん、税源配分の問題がきまらなわけでありま。そういう場合に国との関係はどういふふうにするか、また地方団体間の関係はどうするかといふことは、一にかかつて行政関係の問題と非常に関連があるわけでありま。従つてそういう問題のある程度の目安をきめた後の段階において、われわれの税をどうするかという問題をきめよう、現在個々の税についてのいろいろな問題を提示いたしまして、話し合をしておられるようでありま。

○大矢委員 それからも一つ、これは年度の予算通過の際に政府与党、政進党の間に話があつたようだが、いわゆる供出米に対する免税点、この結果は地方税に対して大きな影響があると思うが、大体どのくらい地方税に影響があるか数字的に計算されたことがあるかどうか。すなわち所得税が免税されるのですから、地方税もそれに準じて地方は減収になると思ひます。減

税すなわち減収であるが、これが幾らになるか。従つてそういう場合には今度は市町村の減収になるか。もう一つは逆にいわゆる人事院の勧告によつてベース・アップがまだきまつておりませんが何とかなる、あるいは期末手当が上つて、それへ右へならえて、地方の公共団体がそれに支払つた場合に、今度は逆に国の方に所得税を納めなければならぬことになる。従つてその負担が非常にきつむ。それが一方は供出米の免税によつて収入が少くなる、一方はベース・アップによる給料の支払い、賞与の支払いによつて、それが逆に所得税となつて国に納まる。費用は地方が負担して、税金は国に所得税として納まる。一体この計算をしたことがあるかどうか。国の施策によつて地方がいかに圧迫されておるか、どのくらいのか、私は相当の敷に上つておると思うが、これは重要なんで計をきつておると思うが、今度の供出米の一八%の減税によつて、地方税がどれほど減収になるかという数字を伺ひたい。

○後藤政府委員 市町村の所得税は、前年の所得を課税標準としておるのであります。従つて本年に特別に奨励金等が拡大されて所得が減るといふのは、来年の財政計画に影響して来るわけでございます。従つて前年にもそういう問題がございましたが、それは私も財政計画の中には織り込んでおるつもりであります。今年の分は来年に影響がありますので、まだはつきりした計算はいたしてありません。ベース・アップにつきましてもやはり同様でありまして、前年所得をとつており

ますために、今年の財政そのものにはすぐ影響はないのです。まだはつきりした数字は持ち合せておりません。

○大矢委員 来年度だから今年には関係ないのだ、そういうことをするから来年度になつてまた行き詰まつて来る。今のベース・アップの問題あるいは賞与の問題も幾らに上るかといふことは、地方には大きな影響が来る問題である。赤字の苦しい財政で困つて上に来る。どんなふうに影響するかといふことは去年あつた。今年もまたこれだけ減るだらうから、たゞは特別な平衡交付金にしても、あるいはそのわくをどのくらいにしなければならぬといふことは、ただちに頭にびんと来なければならぬ。それを来年のことだから今年には関係ありませんといふことは——そのような所得税が幾らかつてゐるから、それが減税になつて何ぼになる、今年にこれだけあるから来年はこれだけになる、そういうことはすぐにわかるのじやないかと私は思う。

○後藤政府委員 実は忙がしいもので、まだはつきりした計算をしていないのであります。ベース・アップにつきましてもどの程度実際実現するかという問題もありまして、はつきりした数字の根拠がわからないのが数字を出すことのできない一番大きな問題であります。そういうことでまだ調べておりません。もしもきまりましたら簡単に数字はできると私は思ひます。

○北山委員 先ほどの住民税、市町村民税の不公平の問題は、やはり一番大きな問題だと思ひます。この委員会の初めにも指摘したのでございますが、

たくさん問題がございまして、しかし時間もないようでありまして、その中の他の委員が申し上げた分に関連したことだけを、ちよつとお伺ひします。

源泉所得と申告所得の不均衡については、いろいろ教養手段が考えられるが、結局申告所得の方の捕捉を一生懸命やるのも、一つの道ではないかといふようなお話がございましたけれども、しかしそれにしても、この両者の徴収見込みといふものは、徴収率といふものの不均衡は現実にはいひものがある。そのことは、自治庁におきまして、今度の参考資料の中に、徴収見込みを両者別して、その捕捉の率、申告所得においては八五%、勤労所得の方は九五%といふように、その間に一〇%も開きのあることをすでに認めておられる。でありますから、現実にはそれだけの申告所得があり、源泉所得があるといふことを推定して、しかも徴収する場合は一〇%の差があるといふことも認めておられるわけである。ですから、そのことを地方税法の三百六十六条なり何なりの中で、地方団体の調整し得る一つの要素を認めてもさしつかえないのじやないか、それも一つの方法じやないか、がように考えるわけでありま。その点一つ。

それから先ほどの救済手段として現行法で許されておるのに三百五十五条があり、三百六十六条がある、こういうふうに言われました。ところが、これが実際にはなかり活用されておらない。その理由がどこにあるかといふこともお伺ひしたいわけでありま。またこれを活用せしめるためには、どう

いうふうな改正をしたらいいかということもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

○後藤政府委員 お答えいたします。三百六十三条の規定の中に、給与所得だけの不均一課税の規定を入れるということになると、事業所得者にも、その他の所得者にも入れたらどうかといふ問題が出て来まして、税率の問題をめぐつて非常に争いが絶えないことになつてはならないかと私は考へております。従つて、一本にしておく方がいいのではないかと今うふうに考へて、先ほど不均一課税の方式をとることにしようと思ひ成しかねるということをし上げたわけでありま。

それから三百五十五条ですが、この規定の事業所得の方を直す点、これは別に改正をしなくても、現在の条文で市町村長はやうと思へばやれるのではないかと、実際にやうと思へばやれるのに、やらないのではないかと今うふうに、私も考へておる次第であります。

○北山委員 私の申し上げたいのは、この捕捉率が一〇%も違ふから、そこで各市町村がやりまする場合に、勤労控除においてそれだけを見込んで、勤労控除を多くして行くといふやうなことができないかといふこと、それから、それからたゞはオプショナル・ツールのやり方ではないやうな但書のやり方があると思ひますが、それを必ず勤労控除にするのだといふことを規定の中に入れて、とか、そしてそれを捕捉率を見込んだ率でもつて、各団体が適当にきめ得るというやうな緩和手段方法があるのじやないかと思ひます。その点について

伺うわけです。源泉所得と申告所得について初めから税率をかえて行くのじやなしに、所得の見方として勤勞所得については捕提の率が高いから、そこで控除をよけいして行くという幅を規定の上に、はつきりした方がいいのじやないか、そういう方法があるのじやないか、こういうことなのです。

○後藤政府委員 お答えいたします。先ほどちよつと申し上げましたように、どうも話を聞いておりますと、事業所得というのはいいのであつて、給与所得だけが不均衡だ、こういうふう

に私聞えたのでありますが、もちろん私たちは事業所得そのものにも問題があると思ひます。これは捕提が十分でない、従つて給与所得の控除を考へる場合にもやはりやり方に私はいろ／＼問題があるのじやないかと思ひます。しかし市町村民税の中に勤勞控除の制度を入れて行くことにつきましては、もう少し研究を要するのではないかと私も考へております。現在の段階では、どうも認めますと、事業所得その他の所得の方の問題が解決しないのであります。やはり問題がそちらの方に

出まして、非常にめんどうなことになるはしないか、こういうふうに考へておるのであります。

○北山委員 今のは私の質問しないことに答へをされたわけで、私は現在の申告所得、事業所得の内部が公平に行つておるといふことを申し上げておるのではない。問題は大きくつばに言つて源泉所得と申告所得の間に大きな不均衡があるといふことで、その点御質問申し上げておるわけでありませう。やはり事業所得の中においてその捕提が適当でないといふ点は大きく認めておる

のです。ことに事業所得者で非常に上手な手段で捕提を免れたような人と、それから勤勞所得者とを比較した場合に、非常な不均衡が出て来るのだといふ事実も知つておるわけですか。しかしそれはそれとして、とにかく現在の問題としては源泉所得と申告所得との間の不均衡といふことはやはり一番大きな問題であるから、その点についての方法についてまず第一段にお伺ひしておるわけでありませう。

どうも先ほどからお伺ひしてあると、現実の不公平といふものが相当あるといふことは認めておられるが、しかし中央においてはやはり附加税主義の方が強くなつて来ておるとか、あるいは漸次これがよくなつて行くのじやないかと、あるいは三百十五条なり三百十六条でもつて十分に救済できるのじやないかといふふうに答へられるので、現実が相当にひどいものだといふことをよく認識しておられないのじやないかといふふうにも考へられるのですが、私もから言つて、このことが今潜在しておるところの大きな問題です。不平不満があつてもそれが表面に出ておらない。初めのころ昭和二十五年ごろには非常に騒いだのですが、それから後は、御無理ごもつともなんだ、これは税務署の決定に従うのだから、しかたがないといふようなことでがまんしておるわけですか。しかし問題は潜在しており解決になつておらない。これが内証して結局地方税の滞納率が多くなつておる、あるいは納税思想が低下するといふようなことの大きな原因になつておるわけですか。だから私もから言つて、やはりこれは早急に改正をしなければならぬ、何らか

の手段を用いてこれを直さなければならぬ、かように考へておるわけなのです。その点どうもまだ現行法の中でも救われ得る道があるといふようなお考へのように聞えるので、私もちよつと認識が違つたやうな気がするのですが、どうでしょうか。

○後藤政府委員 私の説明が下手なためにい／＼御迷惑をかけておりますが、給与所得に対して特別な控除制度を設けた場合——たとえば事業所得の中でも、非常にまじめに捕提されておるものとそうでないものとがあると思ひます。非常にまじめに捕提される者にはやはり現在の税は非常に重いのではないかと。市町村の段階におきましてはなるほど市町村民税だけでありますけれども、事業者におきましては府県の段階において事業税といふものがあつて、給与所得者よりも多くの税を負担しておるわけでありませう。従つて私はまじめな事業所得者との均衡がやはり破れるのではないかと、その結果全体のものにそういう控除制度が波及して行く問題がやはりはしないか、そういうことを申し上げたつもりであつたのであります。従つて現在のところもう少し研究を要する問題ではないか、かように考へております。

○山本(友)委員 地方税の不均衡の問題について私はこう思ふのであります。これはい／＼の面に不均衡が起つて来る最大の原因はどこにあるかといふことになりませうと、私は、端的に申しますと、地方税に独立税がないからだといふふうに思ふわけでありませう。弾力性のある独立税がありませんれば、この均衡といふものがはば保てられないかといふふうに思ふわけ

でございます。私は体験上からいいたしましても、今の県の税源といふものは、御承知のように事業税、興業税あるいは飲食税といふやうな税源に限られておつて、これが主たる収入であります以上、従ひましてこれらの事業が税源でありませうので始終平衡交付金に依存をしなければならぬという弊に各県とも陥る。すなわち平衡交付金に依存する原因が、よつてもつて地方の大きな赤字をなしておるといふ原因にもなる。これが独立したほんとうに弾力性のある税源がありませうれば、独自の創意によつて納まるものは納まつて行くといふやうなことも考へられるわけでありませうが、かりにこの県税の面から見ましても、かかる人には極端にずつとつかつて来る。事業税の人はずつと事業税でつかつて来る。それからまたかかる人はいち／＼からない。端的に申しますれば農林階級にはほとんどからない。ほとんど商工業者から出しておる。それから県政の運用なんか見ますと、農政中心でやつて行くわけなので、これも今日の情勢上やむを得ぬと思ひますが、とるものはほとんど商工業者から取上げ、行くものはすべて農業重点主義で行くといふやうなことから考へましても、この独立税がありませんれば、みんながそれ／＼の事情に應じまして、この税を負担するわけでありませうから、納税指導上にも非常によろしいし、かつまたこういうやうな不平も起らないのであります。われ／＼は出すばかりだ、営業者の方からいふと、そういうことが始終県政上にも響いて参りましたことを、私は如実に知つておるわけですが、こういう点、地方分権を憲法でうたつておき

ながら実際には何ら分権を認めない中央集権の税のあり方になつてゐるところが、今日非常に不公平な原因をなしていると思ふ。この事業税なんか、たとえばばき屋さんがあるにしても、これはたゞの事業にも入らないが、實際上には大きな担税力を持つてゐる者があつたらうとするのもできない。勤勞者や事業者のみに、かかることを考へたとき、県税なんかの独立税があれば、おの／＼昔の戸数割のに県でやれる方法があれば、均等に歩いて行く方法がそこに生まれて来るように考へられるわけですが、いかなる理由で政府はこの独立税をおきらないになるか。その理由をひとつ聞かしていただきたい。

○後藤政府委員 地方公共団体の立場からすると、独立税でなければいけないといふやうに考へたのであります。が、一般の輿論としては、昔の附加税制度が非常によかつたのではないかと、課税標準の補正につきましては一々独立に地方団体が調査をして決定すること、非常に煩瑣で手数がかかり、徴税費がかつて、結局逆に負担の増高となつて現われるのではないかと、この声が非常に強くなつて参つております。シャープ勧告による現在の税制は、附加税主義を一擲して、大体独立税主義に固めて来たわけでありませう。しかし現在のい／＼な方面の御意見は、逆に元に戻したらどうかといふ御意見が非常に強く出ておるのであります。現在の方角は独立税主義はある程度補正いたさなければならぬのではないかと、かやうなふうに考へられるのでありま

すが、ただ県の場合においては、大部分事情が違つて来るのではないかと考えます。県を一体どういうふうにか、完全自治体と考えるか、不完全自治体と考えるかということによつて、県の独立税というものの考え方がかわつて来るのではないかと考えております。現在の税制はよいと思ひますが、市町村のような公共団体が完全自治体であるという建前をとりながら、しかも税そのものは非常に都市偏在的な税であるというところに、現在地方自治運営上の問題があるかと思ひます。従つてこれは現在研究をされて結論が出ると思ひますが、私どもは現在制度と税とがマッチしないということが言えるかと思ひます。これは地方税の方が事務配分に先行してきめられたために起つた問題でありまして、国と地方団体との事務配分が、その後研究されました結果に基いて十分に行われれば、解決したのではないかと私は思つております。それが行われなかつたために、現在非常に不均衡な姿を呈しているということになるのでありまして、調査会におきましていろいろ制度の研究をされておりますので、その結果を待つて私も府県税そのものを考えたい、かように考えております。

○中井委員長 それでは午前中の審議はこれをもつて終了いたします。午後二時半より再開いたします。暫時休憩いたします。

午後一時十九分休憩
午後二時五十一分開議
○中井委員長 これより審議を開始いたします。

本日は先般委員会において御決定になりました趣旨により入場税、遊興飲食税、電気ガス税関係等の参考人の諸氏に来ていただいております。入場税関係につきましては日本興業組合連合会長河野義一君、歌舞伎座支配人齋藤徹雄君、東京都主税局総務部長幸仁君、舞臺家石井みどりさん、遊興飲食税関係につきましては全国料理飲食業同業組合連合会長佐藤甚吾君、全国料理業同業組合中央会代表三田政吉君、全国旅館組合連合会副会長小林毅君、全国この関係についてはお手元に配付しました名簿に脱落をいたしておりますが、全国喫茶商業協同組合協議会会長春日政男君、この方も参考人として出頭を願つております。電気ガス税につきましては日本化学工業協会技術部長大島竹治君、以上九人の方においてを願つております。

○藤田委員 議事進行に関して。ただいま委員長が朗読されました各方面有力者の供述を受けるわけでございますが、シャウプ勧告に基きまして現在施行されております地方税法の実態に關しては、全国民が非常な関心を抱いていて、全国民が非常な関心を抱いていて、現在地方制度調査会におきまして、大體アメリカ製の方針のもとに実施されている現在の地方税制に關しまして、全面的に再検討の必要があるというところを痛感する一人でありまして、現在地方制度調査会においてもこの方面の調査研究がなされております。本日議事を進行するに關しましては、過去の実績を中心に供述していただくのか、あるいは将来これらの税法の修正、再検討に対する資料を中心に供述を進めていただくのか。この点について、委員長のお考えをお伺いして供述の方でも委員長の考えの線に沿ひまして、供述を進めていただきたいと思います。この機会に委員長のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○中井委員長 お答えいたします。ごもつとも御発議であります。本委員会において本日聞きたいと思ひますことは、今の御発言の中にありました過去の実績と、それから将来の關係、この兩者をあわせて聞いて参りたいと思ひます。ただ何分にも時間が短こうでありますので、大勢の方々に来ていただきましてから、質疑応答はきわめて簡明にお進め願ひたいということだけ考へております。

それではこれより参考人諸君の陳述を聞くことにいたします。まず日本興業組合連合会長河野義一さんからお話をいただきます。と思ひます。

○河野参考人 お許しを得ましてお答え申し上げます。私は日本興業組合会長として参考人として呼び出され、最近その任に就きましたので、お答えするに粗忽の点があるかも知れませんが、事務局の者が来ておりますから、もしそういう点がありましたらお尋ねください。申し上げたいことは、今議員さんその他の方のお手元に印刷して参つておられると思ひますので、ごらんいただきたいと思ひます。お答えする前に申し上げたいのでございますが、私どもの業界の者が十五割、十割のときから、たび／＼税金が高過ぎて商売をやつて行けないということをお願いのために、国会に陳情いたしましたところ、皆さんのたいへんお骨折りによりまして、五割に下げたいただきましたことを慎んで御礼申し上げます。五割に下つたのに、すぐ入場料が下つていないじやないかというところが、輿論のように大分新聞紙上なんかでも言われておられるのでございますが、實際は私どもの立場から申し上げますと、下げておられる形になつておるのでございますが、きわめて宣伝下手といひます。あるいは事実を皆さんにお知らせする機会がなかつたといひますが、そういう形で、私どものやつておる仕事の内容の事情が御了解願えなかつたということ、輿論といひます。新聞紙上なんかでも、そういう面に入場料が下つていっているのに入場料が下らない。興行者はさういふやないかという面があるやうでございまして、この入場料の軽減運動といふものを始めましたときは、たしか、昭和二十二、三年ごろと記憶しておりますが、その当時から、私どもから言わせると悪税と申しますが、この悪税の撤廃を叫んで、私どもは立ち上つたのであります。十五割が十割になり、十割を五割にしたいと思ひました。そうしてことしの一月から五割にしたいのでございまして、私どもは、私どもは、その入場料が高い、入場料が高いと主張する当時の物価の指数と、今日の物価の指数とを、賢明なる委員の方あるいは政府の方は御存じと思ひますが、お手元に参つておられる数字によつてごらんいただければ、かなり物価指数にも差異を生じておられて、その都度私どもは他の商売と同じやうな形で、大衆娯楽という意味の立場から値上げができませんので、それで今日に及んでおつたやうな次第であります。そういう建前から入場税を下げたいのであります。ところが、ちょうどその下げていただきました時期がことしの一月からという、私どもの業界から申しますと、非常に時期が悪かつたといふことなのであります。それが時期が悪かつたために、大衆に影響する反響が特に悪かつた、こういうことなんです。その理由は、御承知の通り、十二月二十七、八日ごろから正月興行と申しまして、普通の入場料より二割ないし三割くらいは、必ず入場料金を高くお客さんからちやうだいしているといふのが今までの実情で、仕入れる製作会社、配給会社で写真を出すのも、正月写真としまして、特に費用がかかつた写真を出してあります。関係で、配給料も非常に高いといふやうな建前で、正月は入場料をふだんの月より高くするといふ実情になつておるのですが、それがたまた／＼一月から下げていただいたというところで、値下げすることはできなかつたが、上げるべきものを上げなかつたといふことだけでも、私どもの立場から申し上げますれば、入場料を下げたという、形になるのでございまして、そういう意味では十二月、一月興行であつたために、入場料が従前と同じすえ置き料金でやつたことが、興行者は税金が下つたのに入場料を下げないといふ非難の声を聞くことの一つの原因であります。それからもう一つは、それでも封切館の例をとつて申し上げますと、大體各封切館十方は下げておられるのでございまして、入場料が五割下つたのを一人頭にする、たしか三十七円幾らだつたと思ひますが、私ども

がお願いする当時の考え方は、三十何円下りますと、配給業者の方に三分の一、興行者が三分の一、それから大衆に三分の一お返ししようという建前で、私どもは運動を始めたのでございませうが、その意味では私どもは大体三十何円か下つたうちの十何円くらいは、各館がその当時下けておるといふことも御記憶願ひたいと思ひます。それからだん／＼映画興行の業績が振いませんで、最近では御承知の通り、ほとんど洋画の封切館を除いては、邦画の封切館も、二番館、三番館はもろろん、二本立、三本立という形になつておりますので、従来は一本分の写真料を払えばよかつたものが、二本、三本というようにしないと、お客さんが来ないという実情でそういう形にしておると、実質的にはそういう面でも私ども損しておる形になるということ、もう一つはそれでもなおかつ私どもの營業状況というものは非常に苦しいのです。ということとはちやうどお手元に参つておると思ひますが、こういう席に來て、私どもの組合の貧弱さといひますか、団結力の足りないといひますか、そういうことを申し上げることは非常に慚愧にたえないのでございませうが、私どもの組合の力というものが弱うございまして、どうしても配給製作業者、いわゆるフィルムをこしらへる側、売る側に負けるということ、私どもがせつかく皆さんにお骨折り願つて五割下けていたおとる税金の大部分といひますが、あるいは全部と申し上げても過言ではないくらい、映画配給料金といふものは高くなつて、私どもの手元にはほとんど残つておらないというやうな実情にありますので、

私どもの業界のものが非常に苦しく、多少無理をしつても、小屋の修繕であるとか、いすの修繕であるとか、お客さんのサービスであるとかいふものに全力をあげておりますが、現状ではせつかく入場税を下げていただきませうな次第で多少は下つておりますけれども、ほんとうの私どもも考えておるやうにもつと安くしなければならぬという域には達しておらぬ、その理由は製作配給業者のためにほとんど持つて行かれておる。これは二十六年あたりからの興収をごらんいただければわかると思ひますが、配給会社の配給料金はことしは二十七年のちやうど倍に達しておる。倍額に達しておるといふことは、それだけ私どもの税金の下つた部分が、写真料に持つて行かれておるので、ほんとうにお客さんが満足するやうな低率な入場料金は、現状ではなし得ないのだといふことで、私どもは一方配給会社に向ひましては、配給料金の適正化を叫んでおると同時に、今後国会の皆さんにお願ひしまして、現在でも五割の税金を払つておりますが、こんな高い税金は世界中にどこにもないのでございまして、これもなお三割ないし二割にしたいと思ひます。というお願ひをしたいと思います。お願ひをひとつしていただきたいというお願ひをしまわつておるといふ次第でございませうが、以上申し上げたやうな形で入場税は下げていただきませう。私どもの建前としましては、下げられただけは下げておりますが、現状以上には下げる余地がないのだといふ

ことをひとつ御了承願ひたいと思ひます。簡単にございませうが、お答え申し上げます。○中井委員長 それでは次に歌舞伎座の支配人齋藤徹雄さんから御陳述をいただきます。○齋藤参考人 歌舞伎座の齋藤でございます。ただいま税金に關しましては興業組合連合会長として河野先生がお話をしてくださりましたので、事情は大體御了承のことと思ひますが、私は演劇の中で歌舞伎を主体とした御説明をいたしたいと思ひます。今委員長から冗長にわたつてはいいないといふこととございませうが、突然出まして、私ただだもう先生方と話し合いたいといふだけで、御質問を受け、私もお願ひしたい、こういうわけでございませう。歌舞伎座と申しますと、うんともうけておるであらう、こういうのでありまして、たとへば税金が下つたといふことについて、一月興行は七百円であつたといふことに關して、各新聞社の社会部から質問を受けました。それに対して、私は自分の立場としてのお話をいたしました。歌舞伎座自体は、これをこまかしく、お正月であるからちやうどいいから上げたのだといふのでは絶対にないといふことを御説明いたしました。ともかくこの一月が七百円、二月が六百五十円、常に六百五十円という線で参りまして今日に至つておりますが、歌舞伎の興行といふものは大谷竹次郎氏が経営しておる松竹が、まず唯一であると私は言ひたい。これがもうかるものならば、大実業家であれば、これはやつていゝやしないか。歌舞伎を愛し、演劇を愛し、それのみでおられる大谷という松竹の社長

の下に私たちはおりまして、社長の意を体して大いに健闘、活躍しておるわけでありませう。ともかく歌舞伎自体がアメリカへ行くとか行かないとかいふやうなこともございませうが、これはつまり仕込みといふものに折合いがつかないからアメリカに行けない、アメリカの興業会社もこれを買えない。ロツタフエラー財団が入るとしても、なかなかそういうわけに行かないといふやうな実情であります。せつかく税率が下りましたが、しかし俳優さんの俸給とかお手当とか、大道具の人員費とか、小道具の人員費とかいふものが、逆に膨脹して来るといふやうなことで、ある意味で採算がつかないといふのが現在の実情であります。数字的には、私が今御説明するよりも、各先生方に劇場に來ていただいて、そこで大道具の実情なり、小道具の実情をつぶさに見ていただいたならばよくわかると思ひますが、とにかく苦しい歌舞伎である。同じ屋根の下にいる大道具なり、小道具なり、小道具のうちのまき絵にしても打ひもにしても、国宝に類するものもございませう。よろしいこれからつくるにしても、特殊な人がつくつておるのであります。終戦直後いろいろの小道具なり衣裳もなくなりまして、着々とこれを整備しておりました。やや入場税が下つたといふことを契機として、そこによい衣裳、よい小道具、よい大道具を使つてこれを観客にござらんに入れて、もつて世界に誇る歌舞伎にしたい、しようといふことを目的に持つて來ておるわけでございます。われ／＼といたしましては、都民劇場なり、あるいは各学校を動員したことに對して、東京都の主税局からも

御理解をいただいて、いわゆる値連、二等のお客を一等席に入れる、三階の値段のお客を二等席に入れるやうじやないかといふことをしたのは、学生なら学生が百円の予算しかない、よろしい、この百円の予算で源氏物語をござらんに入れるといふ方法をとつております。それで、一等が六百五十円、二等が四百五十円、三階が三百円、二百円ですが、大體当節は三階は百五十円、百円という数字を当てておりました。学生の演劇研究の方、都民劇場からも非常に好評をいただいております。なおまた大衆席という三階は、一番音響もよいし、一番見よいといふことで、俳優も三階の正面を目標にして芝居をしていゝやうな実情でありまして、決してせいたくでも何でもありません。しからば俳優がどういふ生活をしていゝかといふことになりまして、十時半に出動して十一時は舞台に出る、それから夜の十時まで活躍する、それから夜十時三十分まで活躍する、せりふを簡条書にして三百六十くらいのパートを受持つといふ実情であります。われ／＼俳優さんに対してまことに申訳ない。時間をオーバーした仕事をしていたら、戦前は二部制の興行であつたが、現在は二部制である。これは経済面から出て来る關係であらうと思ひますが、とにかくこうした二部制を施行しているといふことは、いかにわれ／＼が努力し、俳優も努力しているかといふことの御了解をいただけると思ひますので、先生方に、なるほどとつともだといふことを見ていただくために、歌舞伎座のパートパートにおいて願つて、御研究いただければたいへんうれしいことだと思

います。

数字的に御説明をいたしません、歌舞伎座なり新派なり、演劇というのは非常に興行がむずかしいという御説明を一応いたしまして私のお話を終ります。

○中井委員長 次に舞踊家の石井みどりさんに御陳述を願います。

○石井参考人 日本芸術舞踊家協会の石井みどりでございます。私たちの今までの十割の税金も二割に引下げていただきます、私たち微力ではございますが、舞踊芸術を通して文化運動に邁進したいと思つて努力いたしておりますのでございますが、おどるためには音楽または衣裳、それに照明、いろいろなかの芸術の協力がなければできませんのでございます。大抵私たちの芸術は創作でございます、今まであつた型のものではなくて、ほんとうに無から有を生む状態でございます、自分の舞踊の創作といふことのために、あらゆる方面に対しても十分なる打合せ、十分なる練習期間といふものを持たなければなりません。その費用といふものはみな個人の、大抵私たちの微力なものから出ているわけでございまして、実際舞踊家全体を見ましても、二割の税金でも実は欠損というわけでございしますが、二割にしたいだいたといふことだけでも、私たちの次への一つの大きな力となるわけでございします。二割になりましたことはたいへん嬉しいことでございしますが、今度はそれに引きかえまして、会場費が上つております。それからまた衣裳費とか照明とか、すべての費用が上つております。また外国からいろいろ一流の舞踊家、芸術家が参りま

て、私たちを刺激しております。私たち、微力ではございますけれども、やはり外国の大きな舞台へ出て行くという力と、それから創作をいたしたいという意欲に燃えておるわけでございします。照明にしても、音楽にしても、よりつづな、よいものを使いたい、今まで既成の音楽を使つたものが、今度は新しく作曲してもらつてやりたいということになりますと、つまるところ、それだけ多く費用がかかることになるわけでございします。そのために現在も二割にしたいと思つておるわけですが、やはり苦しい道をたどつておるわけでございまして、大体毎年発表会をいたしておりますのは、貝谷八百子さんでありまして、きょう、ちようど貝谷さんは、二十五日から会がございしますので見えられないのでございしますけれども、二割から三割ぐらいの値段が安くなつていふと思つてございします。いづれ協会の方からいろいろな決算書といふものはこちらへ届くと思つてございしますけれども、個人の一つの創作発表でありまして、その人その人によりまして経費のかかる状態も全部違ひますので、それに対してまた入場料も違ひわけでございまして、ここで一概私の例を見ましても、ひめゆりの塔を、一昨年の十割のときに発表いたしましたので、莫大欠損をいたしましたもので、それから、いまだに発表会ができませんという状態でございます。でもいづれそれだからといつて、自分の発表をしないといふことになつてもなんですか、ここの秋ごろには何とかしてやりたいと思つておるのでございしますけれども、実際において二割にしたい

だいても、諸経費がいろいろかかつておる、それから芸術意欲といふものが、それだけ向上して来ているということから、やはりいろいろな点でみな悪戦苦闘をやつておるわけでございしますから、何分その点よろしく御了承をいただきますと思ひます。

○中井委員長 入場税関係につきましては、右の三人で終りなのであります。東京都の主税局の総務部長亭さんは、その他の皆さんの陳述がありました最後にお話を願ひたいと思ひます。これは総括りのお話という意味で、最後にお願ひをしたいと思います。さしあたり、ただいまの皆さんの陳述につきまして、皆さんから御質問があるならば、この機会にお始めをいただきますと思ひます。

○大石委員 私、歌舞伎座の支配人さんにお伺ひいたしますが、歌舞伎座のいわゆる歌舞伎俳優に対して、あなたはどのようなふうな料金をお支払いになつておられますか。歌舞伎俳優といふものは、実に封建的なもので、非常にかわいひなものであつて、そしてあなた方は、ほんとうに労働基準法その他のいろいろな方面に關して、みな多数の一般の者がもたらつておるようなものを歌舞伎俳優に払つておられぬ。しかるがゆゑに非常に生活困難に陥つておる。そのために彼らは何を要求するか。後援会を要求している。それは何であるか。あなた方が歌舞伎俳優に対して、適正な価格をお支払いになつておらないためであると私は存じますが、それに対して私の納得の行く御説明を願ひたい。

○彌藤参考人 私はプロデューサーでございしますので、俳優の俸給を支払う面に當つておりません。これは演劇製作室という会社直接の部門がございましてお支払いすることになつておりまして、私は営業部門を受持つておりますが、まさに今大石先生がおつしやられました通り、俳優は俸給が安いといふことが言えるのです。それはつまり戦前、私が知る範囲で、たとえば役所の課長と申しますと二百円という俸給の時代に、名代といふものは千円ぐらいの俸給をいただいていた。あるいは一番手取りで尾上菊五郎がかりに一万円であつたといふことが正確になつておりましたけれども、それが今は、物価指数に比べてみますと、非常に少い率であるといふことが言えます。私は俳優の各個人の俸給を知りません。知りませんが、大抵の仕込みといふものは俳優の俸給、それから衣裳、小道具、大道具といふものをひつくるため、表の費用とバランスをとつてバランス・シートができるわけでありまして、そこで俳優各個人の俸給といふものに關係しまして、私はたとえば若手の俳優に例をとつてみます。尾上梅幸といふのは、自分の俸給はあるいは人に隠しておる、尾上松緑も隠しておるといふ点も、これは封建といふかどういふのでしようか、そういう部門もございしますが、大体劇団としてひつくるための俸給になつております。歌舞伎の俳優といふものは、映画の俳優とかあるいは流行歌手とかいふ御連中と違つて、まさに俸給が少い。今先生が後援会といふもので息をついておるとおつしやいましたけれども、それは後援会で、息をついておるのでございしません。あるいはそういう方もいるかもしれませんが、た

とえば中村吉右衛門といふ人に例をとつてみますと、中村吉右衛門といふ人が幾らの俸給をいただいているかといふことは——たとえば現在中村吉右衛門の家ができたといふことは、御自分の家ではないでしよう。おそらく後援会が後援してくださる家でしょう。自動車は、自家用の自動車も持つていない。歌舞伎座株式会社の自動車で往復をしておる。しかも芸術院会員として非常に老境にあつてこれが第一部、たとえば文化財保護観賞狂言、夜の部門も文化財保護観賞狂言という部門に關するが、これは俳優として見ますと、舞台が戦場でありまして、戦場という言葉をあえて使ひますが、舞台に出た以上はほんとうに親も子もない、お葬式も冠婚も何もないといふことであります。この間も胃腸を害して出られて嘔吐をしたといふことも、見物に悪感を抱かせたけれども、逆にそれを押し通してやつたといふことも……

○大石委員 わかりました。私はそういうことを尋ねたのではないのです。あなたは、そういう歌舞伎の俳優の給料のことは、大谷さん自身がお支払いになつておるから御存じないとおつしやいますが、しからば私、大石ヨシエが、かく申しておつたといふことをお伝え願つて、そしてあの歌舞伎俳優の封建的なところを是正していただきたい。あなたの方で歌舞伎俳優にお支払いになる給料はどういう給料を払つておるか、現在物価は非常に高くなつておる。高くなつておるけれども、今なお非常に安い給料を支払つており、そしてみなおの／＼が隠しておる。あなたの方でお支払いになる給料は各別にお払いになる。そうするとあなたの人

○山本(友)委員 参考人の方にもちよつと伺いたいとおきたいのですが、私の感覚違いかもしれませんが、この入場税の性格は私から見ますと収益税ではないのであつて、あなたの方の経営上には何ら抵触をしない税の本質であると考ええる。言いかえますならば、あなたの方は地方庁から切符をお預かりして、委託的にこれをお扱いになつておるのであつて、営業の収支バランスには何ら関係のない税の性格を持つておる。そ

ないと思う。ところが私どもにそれをとらせる、率直に申しますと、人間というものは金があると重宝なもので、もちろん東京都の御預かりしている税金を使うことは悪いことだと私どもも承知しておりますが、しかし商売をやらなければその税金を払えない。ところが一番先に持つて行かれるのは写真料でございます。写真料を払わなければ、型遣からすぐ写真がとまつてしまふのです。そうすると営業をやりたくても営業をやれない。税金を国民なり都民の義務として納めたくても、切符が売られなければ税金もとれないというのが実情でございます。ほんとに三つにわけてやるのが一番正しいと思うので、現在の状況は、私どももして一切扱わしておりますので、私どもの手に入つて来ますと、商売をやる上におきまして、一番先に写真料を持つて行かれるということになつて——私のところは洋画の封切館が一館、全部で十三館ばかり経営しておりますが、あとはおもに邦画で、邦画の場合は封切館初め二番館、三番館ほとんど全部二本建てでございます。従来は一本でありましたから、映画会社を持つて行かれるパーセンテージは五〇％ないしニューズまで入れて五五％くらいでございますましたが、二本になりますと、安く買い上手に買つても、私のところなんかはかなり私は買い上手に買つてゐるつもりでございますけれども、どうしても約七〇％、地方へ行つて安く買つてゐる人でも、フラットで買う場合には、おそらくお客さんからちようだいたした入場料の全額を写真会社にとられてゐるのが実情だといつてもさしつかえないくらいに高い写真料でこ

ざいます。そういう意味ですから、結局税金が入つて来るのですけれども、やはり食わなければ生きて行かれない、商売をやらなければ生きて行かないということと、写真会社が一番先に写真料を持つて行つてしまうものですから、税金に手がつく。今お尋ねの税金は、果なり都なりから預かつたものだから、それを使わずにそのままそつくり払うとか、あるいはその部分だけ値上げしたいいいじやないか、値下げて行くべきじやないかとお考えになつてゐるのですが、実情はそういうに行かないということ、おつしやる通りに行かへたのか、商売がへたのか、あるいは配給業者の方が商売が上手なのか。もう一つ申し上げたいのは、私どもの業界は全国に約三千何百館ございまして、それをまとめたものが日本興業組合でございますが、この組合も商売になると、なか／＼うまくまとまらぬということ、もう一つは公正取引委員会がございまして、写真料が高いいから買わないようにしようじやないか、あるいはこういうふうな料金の協定をしようじやないか、一本建の申合せをしようじやないかというような申合せをすると、すぐ公取に呼ばれて始末書をとられたり、裁判にまわされたりしてゐる実情であります。もちろんこの公取の關係は配給業者にも当然關係があるのですけれども、何しろ四人か五人ですから、話せばおう／＼ということとで簡単に片づくと思うのですが、私の方はなか／＼そういうわけに行きませんので、そういう点でも拘束されております。以上でございます。

○山本(友)委員　今御答弁を承りました。

たが、それはなか／＼含みのある話で、私も含みはおよそ了承いたしました。しかしながら、税金というものは国民各層にみんな関係がありますが、足らぬから使ったということは理由としては成り立たない。そういうことはこういう公開の席上、また国会の席上ではむしろ御遠慮願いたいと思います。私は今のそういうような腰のためは——あなた方は非公認のコミッシヨンを自分から承認しているということとを、ここで陳述されたような形になつたのですが、これは本質上絶対に許すべきことではない。これをどういう点に映画経営あるいは興行経営に苦しい点があつて、こういう点を改善してもらいたいというところがありますれば、われ／＼は大に聞くべきところでありまして、お互いに共存の道を考えなくてはならぬことはもちろんであります。足らないからあたりまえじやないかという議論は、いかなる場合でも国民の名において絶対に許すべきことではないのですから、この点は御遠慮願いたいと思います。

○大矢委員 先ほど委員長が申されたように、本日の委員会では——本年の一月に十割のものを五割に下げた、なかなか赤字経営で五割をそのまま下げることはむずかしいかもしれない。しかし入場料として相当値下るものだと私もは期待しておつた。ところが實際上は値下つておらぬ。これは表を見ても経営がなか／＼困難のようです。その理由を一つあげますと、写真料が非常に高いということ、この写真料が高いということには皆様に直接関係がないかもしれませんが、われ／＼は努めていいものを、安いものを一般の国

民に鑑賞してもらおうというのがこの値下げの趣旨だった。見る人によつて違ひますけれども、私も見ますとき、二本建とか三本建とかいう質の悪いものをやつておる。これも私も非常に遺憾に思ひまして、この前の委員会のときにも、国自身がもつと補助金を出してつばな映画をつくつて、それを安く配給することを考えたかどうかというようなことも議論されたのです。それで私が聞きたいことは、せつかく五割に値下げをした税金が、そのまゝ一般の国民に還元することなくして値下り理由は先ほどお聞きしますと、いろいろ経営上に困難がある、特に歌舞伎のごときはそう、これはよくわかります。先ほど質問があつたようですが、どうすればもつと安くいいものが見せられるか、どこに欠陥があるのか、このことを実際の経営者、経験者からお聞きしたい。

それから一つは、税金が半分になつたから地方税が非常に減収になるだろうというのを心配した。私は大阪ですが、大阪では六、七億くらいの減収があるのじゃないか、それでたいへんだということだつたが、その後ちつとも減収になつておられぬ、むしろ増収になつておる。この意味は、つまり入場料が下つておられない、数が多く入つた、嚴重に取立てたのかどうか知りませんけれども、とにかく赤字になるといふことを心配しておつたところが、逆に今度は黒字になつておる。これは一体どこから来たのか。あなたたちが税金分だけ下げずに、そのまま高い料金でやつたら、税金は半分になつたけれども、数において、あるいは料金が高下らないから、結局こういう数字が

出て来たのだと私は思つておる。結局税金としては全体の収入が下つておられぬ、あなたたちの経営はまず、困る、それから写真が高、写真関係映画会社の人が来ておりませんから、ここで聞くのはどうかと思ひますが、新聞を見ても、一人の映画俳優が何百万円もつておる。これはほんとうに本人がとるのかマネージャーがとるのかわかりませんけれども、こういう高い金を出しておつては、いい映画ができるはずがない。そこらにも欠陥があるのじゃないでしょうか。幸いいい機会ですから、皆様からこうすればいい、いいものが、もつと安くできるが、ということをお願いしたい。それから映画会社の数が多過ぎるのじゃないか。これほど住宅が困つておるときに、至るところに膨大な金をかけて映画会社が競争してやつておる。これは法的の処置を講じて制限しなければならぬと私も考えておりますが、そういうふうにならぬに欠陥があるのじゃないかと思つたのですが、率直に遺憾なしに皆さんどうすればいいかということをお述べ願いたい。

○中井委員長 河野君に申し上げますが、まだ陳述の方がたくさんですから簡明にお答えを願いたい。今の要点は、安くよいものをどうして見せられぬか、その原因いかんということ。もう一つは、減税をしたけれども、結局収入はかえつてよけいになつておる、そうすると減税と収入とがつじつと合はぬが、実情はどうだ、この二つの要点につきお答えを願いたい。

○河野参事人 今足りないから税金を使つたんじゃないことは、こういう席で言うべきじゃないかという

ことでありましたが、おつしやる通りであります。よく承知しております。当然そうあらねばならぬと思ひます。また税金が下つておるのに税収入が減らないじゃないか、これはどういふわけだというお尋ねでございますが、こういうことも、私は率直に申し上げた方が実情をわかつていただいていいのじゃないかと思ひまして、前に大石さんにはお目にかかつたことがございまして、そういう意味で今日は言つていけないこともしれないです。税金は使つていけないことはよく承知しておりますが、そうしなければ商売がやつて行かれない現状にあるということ、一口に言うに背に腹はかえられぬということでございます。それから税金が減つたのに税収が減つてない、かえつて増収しているのじゃないかということなのですが、そこに私どもの商売の悲しきがあるのでございます。ほんとうはガラス張りの中で商売しなければいけないものであることは、よく承知しておるのでございますが、ガラス張りの商売ができない実情がそこにある。今まで税金が高いときは、税金の取立てが多少ゆるやかであつたが、これが嚴重になつて、票券交付ということになつて来たので、ゆるみが一つもなくなつたので、そういう増収になつたという面も多少あると思ひます。

もう一つは写真料が非常に高いのでどうにもならないということ。ここに映画配給料金の数字を調べて来ておりますが、二十六年の一月—五月が概略二百九十一億でありましたものが、二十七年の一月—五月は四百四十九億、二十八年の一月—五月には六百

六億九千万円となつて、配給会社の収入が三倍にもふえておるといふことは、写真料にみな持つて行かれておるという形で、これがために入場料も下げるのに非常に困難を來しておるといふように御了承願ひたいということ。

もう一つは、多少は私も興業者自身の出血によつて犠牲を払いつつ下げておること、それはほとんど二本建になつておるといふこと、私のところの例を申し上げます、私のところは、従来は百三十四でございまして、今年の一月以来百二十四にしておりますが、十四下げております。私のところばかりでなく、大体この小屋も洋画の封切館はそういう形になつております。邦画の場合でも、そういう形になつて多少下つておるといふこと、二本建になつておるといふために、二本建の写真料金を払つておるので、現在でも私も苦しくてどうにもならないんだということ、これは東京都の主税課の方が見えになつておるようですから述べられるかと思ひますが、東京興業組合だけで、この一月までの税金滞納が約九億近くありまして、一月からこの五箇月にわたつて念書をとりながら、差押えられたり、競売を食つたりして、約七割ないし八割くらいは納まつておるかもしれないが、まだ、滞納がある実情じゃないかと思ひます。私わなければ延滞料がつくのですし、苦しくなければどうせ払わなければならぬものである。こういう当然払うべきものが払えないという実情を見ていただいて、私どもの業界が非常に苦しいのだということをお解りいただきたいと思ひます。

○藤田委員 時間がありませんから簡単に二、三伺います。まず第一点は会長のお話の中に、地方税をやるのに直接税にしろというといふことでしたが、その理由を簡単に述べ願ひます。

第二点は今朝もどこの新聞に出ておりましたが、外国映画に比べて、日本映画が非常に虐待されておる、占領中と同様の扱いで、外国映画がいろいろな面でも有利に扱われておるといふような批判的な声が出ておまして、入場税を引下げた国会としましては、国内の映画の向上、大衆に対する娯楽の教化というようにお考えなさいという面から見ても、非常に不愉快なニュースでありましたので、その真相を簡単に聞かせ願ひたいと思ひます。

それから齋藤さんから歌舞伎の経営が非常に苦しいというお話がありましたが、歌舞伎座の復興に相当莫大な負債があつたと思ひます。減税ということとは会社の経営内容まで案にするための減税でありませんので、大目的はあくまで健全娯楽の教化と申しますか、文化国家造成に必要な税金であるから引下げようということでございます。まして、会社の経営に役立つというような趣旨ではございません。負債があるから経営が困難なのであつて、事業税の引下げによつて、少しも経営が楽にならぬといふことはねらいが違ふのではないかと思ひますから、その点を申し上げておきます。

それから石井さんに、しろうとの質問で恐縮でございますが、創作舞踊と一般舞踊とどういふふうに関連するか。創作舞踊は音楽その他すべてに新しいものを考えなくちゃならぬ、いろいろと出費もあるでございますし、これ

を一般舞踊と同様な税率にしておくことはどうかという気もします。で、簡単でかつこうですから、その点お答え願いたいと思います。

○河野参事人 直接税にしたい。たゞたいというお願ひは、御承知の通り私も徴収義務者というむずかしい名前をつけて、税金を東京都にかわつて取立てる役目をしてあります。これは今仰せられたように、預つておるのだから、すぐそのまま持つて行けばいいじゃないかとおっしゃいますが、やはり人間でありまして、手元にあれば食わなければならぬというので、つい食いたくもなるし、手をつけたくもなるので、そういうわずらわしいことをやめていただいて、直接税にしたい。たゞ、興業税あるいは別の名目によつて、国に直接取立てていただくという事であります。

もう一つ、徴収義務者ということについて、私どもの立場から見まして非常に苛酷だと思ひますのは、今申し上げたように興業が非常に苦しいので、つい税金に手をつける。税金に手をつけると、お前のところは切符はやらなといつて交付券をくれなさい。そうするとその日から興業を休まなければならぬ、私はこんな税の取立てが世界を通じてあるかどうか、こう考へておられます。大石先生なんかには御理解願へると思うのですが、人間である以上は食わなければならぬ。食わなければ生きて行かれないという事は人間の原則です。そういうことも考へていただいて、徴収義務者なんというめんどうくさいことをやめて、東京都に直接とつてもらいたい。税金を使い込んだら商売をやらせないというのは一つの

強制処分であります。そんな生活権の強制処分なんというふうなあほうなことは納得できないというのが、私も業者の主張であります。この点ぜひ御了承願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、外国映画に比較して日本映画が圧迫を受けておるといふ点は、どなたがそういう意見をお持ちになつておるか、私もはまだよく納得できないのでありますが、外国映画と日本映画との扱ひはどういう扱いをされておられますか、私もから申しますれば、国策上あるいは輸入の關係上ドルの制限という事はやむを得ないと思へておられますが、外国映画の本数制限という事は撤廃してもらつて、いい映画ならドルの許す範囲で取入れさせて、その中から自由選択させていただくというふうにしていただくたいという事が興業者の主張でございますが、製作業者はその主張には同意しております。大体今私が考へております外国映画と邦画の扱ひが優劣があるという点は、むしろ私は邦画が、外国映画の輸入禁止によつてカバーされ、援助、助長されておるのじやないかと、私どもの立場から考へればそう考へるのでございますから、よろしくお願ひいたします。

○石井参事人 同じ舞踊の中のバレエの例をとりますと、自分と同じ仕事のことで、ほかのものを言うのは私いやなのでございますけれども、クラシック・バレエというものは、外国に長い伝統がございます。日本で一番最初に大きなものとして発表されました白鳥の湖などは、ソヴェトで大部分、十六、七世紀ごろからやつておるものでございます。それでは大

体一つの形もありますし、それと同時にその長きに音楽ができております。日本に参りまして日本でやる場合には、日本の技術の程度によりまして、向うと同じものをそっくり演ずるといふわけには行きませんけれども、大体の筋とか運びというものは同じなのでございまして、そこに創作の苦心とかいふものは大分助けられるのじやないかと思ふのでございまして。ところが私たちの創作舞踊になりますと、一つの既成の音楽をかゝえて使つたとしまして、白鳥の湖の音楽をかゝえて全然別な踊りがつくられるかも知れない。

そのように大体今までショパンならショパン、ベートーヴェンならベートーヴェン、バッハならバッハとか、いろいろそういう人の音楽を使つておりましたが、やはりその時代の色とかいふものが、その音楽の中に流れておりまして、ショパンの音楽を使つて私たちが最も近代的なシュールな、またアブストラクティックな運動を、そこにあてはめることはできないわけでございます。やはりその時代のロマンティックな動きがそこから生まれて来るわけでございます。最近舞踊の創作というものが高まつて参りまして、学校方面の教育にも舞踊というものが、ただ形で習うのではなくて、いわゆる精神、自分の心の中の動きを通して表現する創作、創造の世界を生み出す、自分の生活を生きて行くというふうな面から、舞踊が取上げられるようになって参りました。創作舞踊が盛んになつて参りましたから、そこに新しい音楽、いわゆる現代のセンスの流れておる、現代の私たちの心に訴へるような音楽が欲しいわけでございます。そういう

音楽は既成の音楽の中にはなか／＼見つけられないわけでございますから、そこで新しい音楽をつくつてもらう。それによりまして衣裳も新しいものになる。そうしますといふゆる音楽家自身にその音楽を前もつて何回も練習してもらわなければ、音楽家もすぐにはひくことはむずかしいうございまして。舞踊家自身もそのたくさんの譜面を見て、その音楽がどういふものであるかといふことも理解できませんから、そういう人たちを集めて、特別に演奏してもらわなければなりません。その演奏してからも全部費用がかかります。レコーディングするにもまた費用がかかつて参ります。良心的にやろうと思へば、既成音楽以上になおさら何回も練習をしてもらわなければならぬわけでございます。そういう点で費用がかかるわけでございます。

○門司委員 これは非常に重要なことでありますから一言聞いておきたいと思ひますが、興業税を直接税にした方がいい、あるいは徴収義務者が困る、こういうふうなことは、地方税面では非常に重要な問題でありまして、簡単にこれを律するわけには参らぬと思ひます。しかしここで私は聞いておきたいことは、たとえば興業税を直接税といたした場合には、現在の映画料金の中には、たとえば百円の中の五割ないし十割というものが税金になつておる。それだけの税額だけは映画料金、要するに鑑賞する者の料金が完全に下げられますか。

○河野参事人 お答え申し上げます。そういう形にしたいことが私どもも願ひする筋であるわけでございます。そういうふうになりますれば、組合でも申し合せまして、なるべくになるべくというより絶対に、そういうふうにしたいと心得ております。

○門司委員 きやうおいでを願ひましたのは、実は趣旨がそこにあつたのでありまして、過般減税をいたしました。入場料金がほとんど下つておらない。そうするとわれ／＼の立場から言いますれば、むしろ安い映画にして、そこで多くの人にいい映画を見たいといふのがわれ／＼の考え方でありまして。しかし税金自体というものは、鑑賞する者が納める税金であつて、税の建前は、業者が納める税金ではない。そこで、鑑賞をする者から今日の文化国家というものを考へて参るとき、あまりに映画の観劇料金に対して税金が重過ぎやしないか。罰金のような税金ではないか。映画を見に行くというより、罰金をとられるようなものではな

いか。これは困るというので税金を下けたのであるが、実際にいって入場料金が下らぬというところになると、だれのために下げたのかということが實際わからぬことになる。それで今日おいでを願つたのであるが、なおむし返しで、いたちがこつこつでは困るのであります。今のようなお話で、今日の税金の徴収を国に移管することによつて、今税金を實際に取立てられておるが、現実に映画料金が安くなるかどうかというところが問題なのであります。これを逆に考へて参りますと、鑑賞をいたしておる税金というものが安くなつて、国税で片方において取立てられる税金というものはどこがこれを負担する形になるか。これは一体だれが負担するか。この負担区分は非常に重要な

問題でありまして、従つてこの問題は、きよう明確に聞いておかなければ、次の税金を考へる場合に支障ができて参りますので、重ねて聞いておきますが、たとえば現在百円の映画料金の中の二十五円が税金だと仮定いたしますと、国税に移管することによつて、入場料は七十五円に下るかどうかということですが、

○河野参事人 私どもは、直接税になることによつて、組合で申し合せ、結束を固くいたしまして、御趣旨に沿うようにしたいと考えております。なおその点について、多少御不審をお持ちになつておられることは、私どもの業界自体の同結が弱体であつて、はたしてそういう申合せができるかどうかという点も、これにからんでおられると思いますが、かように皆さんにお骨折を願つて税金が下つたことによつて、一つも大衆に還元しておらないというおしかりを受けるということも、写真料金が低いからということでありまして、写真料金が低い面につきましては、私は私の任期中に組合の結束をはかりまして、少くとも写真会社と嚴重な交渉をいたしまして、私どもが納得のできる線まで持つて行つてもらうように努力する覚悟であります。そういう意味で、幸いにして直接税に移管された場合には、私どもは、私どもの義務として課せられた部分は、完全に果したいと心得ております。

○門司委員 問題はそこなんでありまして、もう一つ重ねて聞いておきます。直接税になつた場合には、これは税金の形から言へばおかしいのであります。私が今申し上げましたのは一つの例であつて、直接税になつた場

合には今の御説明のようだといたしますと、税金がたとえば二十五円入つておる。この二十五円をやめるといふことが、今の入場料の形であれば当然である。しかしこれは、今度はその税金の形がかわつて来るのであるから、従つて入場料金は下げられないという結論に、私は必ずなると思ふのです。ただ問題になりますのは、税金を下げるということによつて、鑑賞する者のために税金をできるだけ下げて行きたいということとを、私どもは第一眼目に置いていたのであるが、実際はそうではなくて、鑑賞する人は同じような料金を支払わされて、今日のような状態になつておる。なおそれがいいないというならば、操作の面において税金を合理化して行くという一つの見方は、業者としては当然だと思ふ。業者としてそういう考え方は当然だと思ふ。今の税金を下げただけではまた入場料金を下げなければならぬから、国税に移管されてそれが入場料金に含まれるということになれば、税金との関係が薄らいで行きます。これを合理化する関係は、業者としては当然だと思ふ。しかしあまり合理化してしまつて、結局税金を下けたことが何もならなかつたことになつてしまつと、私は一般国民に対して申訳ない。税金を下けた下けたいと言ひながら、一向下がらぬではないか、これでは私はどうも申訳ない。そこが一番、兼ね合いが實際むずかしいわけですから。そこで私が聞いておかなければならぬのは、これを国税に移管した場合に、現在だけの料金が下げられるかどうか。下げられぬということになると、結局形は今のと同じことになる。

○河野参事人 重ねての御質問ですが、私が興業組合の会長をしておる間に、もしそういうことが実現されたならば、責任を持つて私は下げるといふことをここで言明申し上げます。ただ私が従来の組合の関係で、十割を下げて五割に下らないからというので、お前らはうそをつくのではないかという先入観といひますか、見方がたいへん強いわけでごさいます。そういう意味で、あんなことを言つても、あいつら興業者はするから、下つてしまつてお考えのように拝察できるのですが、決して今度は、私のおる限りそういうことをいたしませんというところをここで言明申し上げて、お答えしておきます。

○大石委員 河野さんに申しませんが、参事人といふものは、法的にこの委員会でいくらうそを言つたつて、何ら罰せられる規則がないのです。そこで今度は、ここであなことが責任を持つて、必ず大衆に安く観劇させるようにおつしやつても、何ら法的に、われわれは検察庁でないから、あなたたちを罪に落すことはできないのです。われわれが入場税を安くしたというところは、大衆に、勤労無産大衆に安く観劇させた、こゝういふ意味において安くしたわけなんです。

それから石井さんの方も、とにかくパレーとストリップショウとの区別を、しろうとはよく知らない。それでこれはクラシックなものであるからして、パレーはせびとも入場税を軽減せねばならないと言つて私が主張したわけなんです。あなたとは懸念です。が私はあまり質問いたしません、

要は、もつと入場税を安くしてもらおうと思ふなら、あなたの方のマネージャーとの取引をもつと安くして、そうして一般大衆、勤労大衆があなたの方のパレーを鑑賞するようにしていただきたい。

それから私は歌舞伎座の人に一言申し上げたい。一体歌舞伎の俳優は、いかなる悲惨な現状にあるかということをお私によく知つておる。それは大谷さんが推取するからです。そうして労働運動、いわゆる労働結社をつくらうとすると、その者はみな首切つてしまふ。それで今後その歌舞伎俳優に労働運動、すなわち一つの同結をつくることをあなた方は大谷さんに勧めて、そうして歌舞伎俳優が同結することをおなしたはさしてくださいますか、どうですか。あまりに歌舞伎俳優はかわいそうです。いくらうそをついてもよく知つておる。

○鑑賞参事人 今そういうお話がございましてけれども、大谷は松竹株式会社の社長であります。大谷個人が推取はしてありません。今俳優が非常に給料が安い、推取している、かわいそうであるといふ言葉でございまして、あれども、終戦直後はそういう事態でありまして、これは漸次上つております。この七百円という一今は六百五十円が歌舞伎座の値段でございまして、この値段の原価計算の中にはちやんとそういうような俳優の俸給がはめられてあるのではありません、むしろ今の俳優の後援会といふことにおいて、たとえば中村吉右衛門の後援会長は一萬田さんといふような方がおります。(「そんなことは聞いていない、なぜ労働組合をつくらない」と呼ぶ者あり) そういう方が全部着視し、この俳優をよくしよう、文化的に向上させようという気持があるから、そういうことになるのであります。(「労働組合はどうだ」と呼ぶ者あり) 松竹の傘下にある労働組合といふものは全部入つております。俳優は、俳優協会は今ありませんが、俳優自体は劇団とか一座といふものがあります。一座にはそういう組織を持つております。(「うそだ、うそをつけ」と呼ぶ者あり) うそじやない。そういうものがあります。

○中井委員 ぐるうさまでございまして。この程度でお帰りを願つてつけようであります。

佐藤甚吾君、三田政吉君、春日政男君、小林毅君、四人の方どうぞ。それでは全国料理飲食喫茶業組合連盟会長佐藤甚吾君から御陳述願ひます。

○佐藤参事人 私たち全国の遊興飲食対象といたします五十万の業者を代表させていただきます。不敏ではございますが最近会長に就任いたしましたのでございまして、どうも満足なお話はできませんので、三田政吉さん、春日政男さんの御両名に詳細のことをお譲りいたしまして、私は總括的な一般論を申し上げて責めをふさがさせていただきます。

申し上げるまでもなくこの遊興飲食税といふものは悪税であり、悪法であるといふことは、委員さんすでに御承知のところでございます。これに對して何で悪税であるか悪法であるかといふ釈迦に説法のようなことは申し上げにくいのでございますが、一口に申し上げますと、これは東京におきましては昭和八年ごろ飲興税という形に

おいて地方的に起り、福井その他においても地方的に発達しまして、十四年には国税に移管されまして、二十二年にさらに地方税に逆転いたしましたので、今日のような状態に相なつておるのでございます。

〔委員長退席、議員委員長代理着席〕

遊興飲食税というものは遊興し、飲食をした人からにただちに相当税率による税金を私たち特別納税義務者というものの手を通して、地方庁へお納めしておるが、悪法でございますが、悪税であり、悪法でございますために利用者であり、消費者であります一般国民大衆のお方は、御利用を願つた飲料その他に對する税額をお払いくださいません。それはお前たちの責任ではないか、いわゆる徴税義務の怠慢であるから、立てかえをしるという形において、われわれの之しき營業費の中から、これを出納納税いたして来たのであります。たゞ、昨年七月前々国会におきまして、皆様の御配慮によりまして税率は一応半減をいたしました。すなわち四割は二割、二割は一割、一割という課税はすえ置きになつたのであります。さういふ情勢にありました。現状におきまして、ただいま入場税の御討議を傍聴させていただきます。私は入場税と遊興飲食税とが根本的に立て方が違つてゐると思ひます。私たちは本年一月一日を期して安率に於いて一割、二割という線でお願ひいたしました。それより先んじてわれわれは税率通りに払つていたかどうか。また払わなければならなかつたのであるが、その実態はどうであるかと言いますと、全然私たちは払つて

いなかつた。払えなかつた。立てかえできなかった。もしもこれを完全に立てかえてお払いをすれば、私たちの營業は全滅、倒産、あるいは転業、廢業であります。それでなくても全国を通じて一割か六、七分というところで一応がまんをしていただいて、過去の歴大なる税率を見送つて参つたのであります。たゞ、本年の一月からこれが半減せられた。しかし税率は半減いたしましたが、予算措置がない名目上の半減であつたために、実態課税、実態調査というやうな御名目によつて、われわれの門を嚴重なる監視をもつてお取調べを願ひまして、税が安くならう。今日まで七分、八分、いゝところで八、九分、一割納めてゐる者はないというのを御承知でありながら、これを二割の税を強制されましたために、安くなつた半面二倍あるいは三倍というところが、全国の大都市、あるいは近郊町村にもあり得る。また現在東京にもそういう面があるわけであり得る。ただいまの入場税は下げて業者が下けない。これがまた入場税と反對のところであり得る。

次に正當な入場税でお売りになつてゐる。しかもいい芝居においてはプレミアムをつけ、あるいは一週間も十日も、二週間も前の前売券にプレミアムをつけて売つてゐる。七百円のものも千五百円にもなつたという芝居もあり得る。しかしわれわれは税込みで売つていない。宴会の申込みを、しかも税金まで立てかえて、われわれはプレミアムで宴会のお申込みを受けたことは絶対にないのではありません。次に、国税移管の問題は、今申しま

すようにすでに国税で苦しんで來てゐるのであります。地方税ならば、その地方庁において御相談になつて、苦しいだらうから、まあこうだらうからとおしやういまして、多少の御相談の余地があります。国税に移管されるやうなことがあります。もう苦しい経験をなめておられます。十八、九歳、二十歳前後のチンピラが來て、金庫を封印し、あるいは帳簿を押収し、あるいはその他のものを封印し、そうしてわれわれを足げにされた生々しい過去を持つておられます。これは国税移管は絶対困難。

それから今申し上げましたように、入場税は預り金であります。しかもつばな税込み価格、ナンバーをつけたりと領収証、いわゆる預り証が出ておられます。私たちのいわゆる売前については一応みな懸隔がございます。ビールを百円、あるいは原価を割つて売つてゐる店もありましょう。あるいは百三十円の店もありましょう。あるいは百五十円の店もありましょう。その他いろいろ多種多様であります。また、これをあらかじめ切符をもつて、料理代金その他定食の値段がきまつておられます。ビールその他の飲料まで入れて、これを前もつて切符で発売することはとうてい不可能であります。

それから私たちの店舗は、衣食住、いわゆるわれわれの社会生活に絶対必要の面であつて、最近のやうな情勢におきましては、お客を座敷で三人でも五人でも十人でも御招待ができるやうなお宅はほとんどございません。そこで友あり遠方より來るときには、われわれの小さな店舗においてを願つ

て、ここでお宅の延長いわゆる応接間の延長あるいは座敷の延長として、私たちの店舗を御利用ください。すなわちわれわれは絶対に家庭の延長であるといふことを自負して、今日までこの文化国家を建設するといふ大きな礎になつて参つておるのでございます。それから今お話のありますように、これは河野さんのお話であります。これは外国映画にわくを設けられつてゐる。私たちは絶対反対です。この獨立日本がいわゆる經濟自立をする間は、もう外国の映画は見ないといふくらいに決意を持つてやる。これはまた感情に走るやうな形でありまして、われわれが持つてゐる日本の現状は、富士山と桜と、あるいは若者といわれ

ておりますが、かようないわゆる貿易の對象となり得るものをもつて外貨を獲得する。いわば向うからお客を呼んで、そして日本精神をこれに加味して、桜を見るときには桜、富士を見る時には富士、また山の幸、海の幸をもつて、そして外國の人を誘致して、私たちは逆に外貨獲得をして、日本の經濟自立に役立ちをしなければならぬといふ大きな決意を持つておるのでございます。

実は私は小さいことをたくさん書いて参りましたが、たゞ、今入場税と對決のお話を聞いておられます。私たちの言つてゐることと全然反對です。これは前金でもらうよりも、あるいは即金でもらうよりも、一箇月ないし二箇月と掛売りであります。それももらえればいい方です。皆さんは御承知でしょう。飲んだり、食つたり、踊つたり、はねたりしたあとの金という

ものは、これはなかつた。払いたくない。それをお前はいつしか締切つておるから、これだけのものは払わなければいけません。これはもうろんであります。しかしながらそこにはわれわれの出納税をして行かなければやつていけないというものもございます。かやうな意味合いでございます。私たちはこの遊興飲食税という悪税のために非常に悩まされておられます。先日もある國務大臣にお会いしたら、お前たちの言うことはよくわかる、悪税といふものはたいてい二、三年運動すれば、雲散霧消してゐるのだが、どうも遊興飲食税ばかりは雲散霧消しないのがふしぎでしようがない。ちよつと行くと壁にぶつか。遊興といふ名前、飲食といふ名前、あまり身近なものであるために、あまりかけ離れた外國映画を年に一べん二べん見ようという感じではなく、朝に夕につきまといつておすお宅の延長でありますために、何らかこれを代議士各位が遊興飲食税を撤廃してやるといふやうな御意見をおつしやつていただきた。またさういふお考えがありますが、本会議あたりでこのことを発表されれば、あいつ何だか料理屋の手先のように、何だかへんぞといふやうな、これは実に痛くない腹をさぐられるやうなお氣持がある。これは私日本人として非常に恥ずべきことではないかと思ふ。正々堂々と悪いものは悪い、いいものはいいと言つて、この税といふものをはつきり考へていただいて、そしてもしも財源その他において措置をしるおつしやるならば、われわれは申し上げてみたいこともたくさんございますが、一応總論的に私のお願ひや意見の一端

を発表させていただきます。

○生田委員 私は今参考人のお話を伺つて、気分を悪くしたのであります。それは今あなたのお話になるような人格と違ふ人間もおりますから、そのつもりで願います。

○佐藤参考人 そういうお願いは、どうも言いにくかつたという場合があつたので……。取消します。

○生田委員 それはどういふことですか。

○佐藤参考人 それは料理屋で食つたものは、その借金は支払にくいといふ感じがあると言つたんです。

○生田委員 一体そういうことは全部なのか。

○佐藤参考人 全部ではございません。一部にはあります。

○生田委員 そういう言葉は慎んでもらいたい。

○佐藤参考人 申訳ありません。

○門司委員 あとで質問してよく聞きただしたいと思つて、今の発言の中に、代議士が良心的にそういうことを言うのは、本会議場などでは料理屋のちようちん持ちをするというように思われ、心ではそう考へておりながら、はつきり言うことができないといふことは、一般感情から代議士を侮辱したことである。

それから大臣というのは、どの大臣か、名前を言つてもらいたい。

○佐藤参考人 大臣が言つたんではありません。

○門司委員 大臣にお会いになつたと言つておりますから、どの大臣であるか。

それから議員に対するあの言葉は、これが公開の席上で、速記録にも載つております。私はこの点についてはあ

ております。私はこの点についてはあ

とで聞きただしたい点もございまして、一応私はこの点の取消しを要求しておきたいと思つて、委員長しかるべくおとりはからい願います。

○佐藤参考人 私の発言は、これは私の親点のあやまりでございまして、お願いをすることがお願いしにくい。それをお願いしても、何かそれを正々堂々とお願ひしにくいというのであります。われ／＼が非常に不利な立場にある營業をしてゐるからといふことを申し上げたんです。

○門司委員 違います。私はそういうことを聞いてゐるのではない。それは、遊興飲食税は悪税であるからやめた方がよいと思つても、そういうことを本会議場等で発言した場合に、いかにも料理屋のちようちんを持つとか、お先棒をかつぐといふふうに見られるのはいやだから、代議士は発言しないんだという。われ／＼そういうことを聞くのは、それは代議士を侮辱した言葉はない。侮辱でなかつたら、だれがそんなことを言つたんだ。委員長から要求してもらいたい。どの代議士がそういう態度をとつたか。

○佐藤参考人 そういう氣持で申し上げたのではありません。言にくいし、お願ひしにくい。それを言つてあげたいといつても、何だかそういう氣持があたりだ、われ／＼運動がしにくいといふことを申し上げたんですから、取消します。

○門司委員 私の言つてゐること、今の話は多少食い違つてゐる。言にくいとか、言いやすいといふことではあります。本会議におけるわれ／＼の態度といふものは、少くとも覚にお

いて意思を決定した態度でございませう。個人の意見ではありません。その態度が世間からかういふふうに見られる、ああいうふうに見られるといふことがいやだから、本人の意思を曲げて、お前たちは言つてゐるじやないかといふ印象を受けることは、はなはだ不愉快だ。それは代議士に対する大きな侮辱である。決して今のようなことで言にくいとか、どうのこうのと言つておるのではございせん。われわれは言にくいからうと言いやすからうと、言うべきことは必ず言うことがわれ／＼の仕事であつて、いかにもわれわれが十分良心的に了承してゐながら、これの實現しないのは、代議士の態度がきつめてふまじめであるか、あるいは社会に迎合してなし得ないといふような侮辱的な言葉は、慎んでもらいたいと思つて。

○佐藤参考人 その点は全面的に取消します。私の考へ方が間違つておりました。あしからず。

○瀧尾委員長代理 三田政吉君。

○三田参考人 私ただいま御紹介にあずかりました全国料理業同盟組合中央会の三田でございませう。

昨年の七月に委員の皆様方のお骨折りで遊興飲食税の四割が二割、二割が一割に税率の引下げをしていただいたのでございませう。ところが実態はどういふことになつておるかといふと、その当時四割、二割といふような税金はお客様からちようだいしておらなかつた、わずかに二分か三分あるいは五分程度の税金をちようだいしておつたといふのが事実でございませう。そこで昨年の改正によつて本年の一月一日から二割、一割といふことに相なつたのでございませうが、實際においては、税率は引下げたが、予算措置が伴わなかつたといふことなのであります。これについては各都道府県のいわゆる財政収入見込額といふようなものは、前年より上まわつておるといふような状態になつておりますので、結果はむしろ昨年よりも増税といふようなことに相なつておるのでもございませう。それからその増税といふような形の反面、私たちの今の商売の状況はどういふふうだといふことを申し上げてみたいと思つております。御承知のように朝鮮事變の解決といふような点、それから新聞紙上でも御承知の通り各法人ともバランスを拜見しても非常に不況でございませう。かような不況なときに向つて、私どもの商売だけが非常に盛況をきわめるといふことはあり得ないのであります。すべての企業が不況である。従つて私どもの營業も大きな制約をされておる。売上げ等についても、物価は一方において上昇しながらも、實際自分たちの売るものは極力下げてやらなければならぬ。生鮮食品その他が二割とか三割とか上るような情勢にありまして、現在全国に何十万といふ業者があるのでもございませうが、その競争は非常に激甚でございまして、皆さん町をぐるぐるとございまして、安いビールなら百二、三十円の値段を張つてあるといふようなダンピングをして、おのおのが商売をしてゐる。かようなときに飲食税あるいは遊興税を、法定通りとするといふことになりましたら、ば、業者はそれこそ破産、倒産といふものができて参るのでございませう。現在も自治庁の財政収入見込額といふようなものによつて、各都道府県は業者

に強力に圧力をかけております。御承知の通り先般福岡、広島において大きなトラブルが起きたといふようなことも、それが一つの原因でございませう。ただいま申し上げました通り私どもは徴収義務者としてこの税金を取扱いはしてゐるのでございませうが、實際お客様からちようだいしにくい。だん／＼不況になつて来れば、ますます／＼売上げが下り、自分たちの収入も減つて来る、また税金もとりにくいといふのが現状なのでございませう。かかるときに、ただいま申し上げましたように、予算措置が伴わなかつたために実質的な増税だといふことで、現在各地においてトラブルが起きてゐるのが實際であります。とりこに税金で、かりにお客様に御請求申しまして、法的には何らの請求権がないといふ税金であります。また業者の立場は非常に弱いのであります。ただいまの遊興飲食税といふものがちようだいしにくいのでございませう。つきましては、私ども昨年も委員会に資料を提出したのでございませうが、でき得べくんば遊興飲食税を撤廃していただきたい。そしてビール一本に対して十円、あるいは特級酒、一級酒に対して百円といふような酒類の消費税のようなものを創設していただいて、トラブルの多い、しかも徴税当局からいふとこんな捕捉にくい税金はない、また業者からいふと、いただきにくい税金であるといふような公平の原則に欠けるようなこ

ういふ税金を廃止していただいて、消費税に肩がわりをしていただく、こういうことを私はお願い申し上げたいと思つております。

それから法第十五条の一号の花代

さいますが、實際においては、税率は引下げたが、予算措置が伴わなかつたといふことなのであります。これにつ

いては各都道府県のいわゆる財政収入見込額といふようなものは、前年より上まわつておるといふような状態になつておりますので、結果はむしろ昨年よりも増税といふようなことに相なつておるのでもございませう。それからその増税といふような形の反面、私たちの今の商売の状況はどういふふうだといふことを申し上げてみたいと思つて

あります。御承知のように朝鮮事變の解決といふような点、それから新聞紙上でも御承知の通り各法人ともバランスを拜見しても非常に不況でございませう。かような不況なときに向つて、私

どもの商売だけが非常に盛況をきわめるといふことはあり得ないのであります。すべての企業が不況である。従つて私どもの營業も大きな制約をされておる。売上げ等についても、物価は一方において上昇しながらも、實際自分

たちの売るものは極力下げてやらなければならぬ。生鮮食品その他が二割とか三割とか上るような情勢にありまして、現在全国に何十万といふ業者があるのでもございませうが、その競争は非常に激甚でございまして、皆さん町

をぐるぐるとございまして、安いビールなら百二、三十円の値段を張つてあるといふようなダンピングをして、お

のおのが商売をしてゐる。かようなときに飲食税あるいは遊興税を、法定通りとするといふことになりましたら、ば、業者はそれこそ破産、倒産といふものができて参るのでございませう。現在も自治庁の財政収入見込額といふ

ようなものによつて、各都道府県は業者

に強力に圧力をかけております。御承知の通り先般福岡、広島において大

きなトラブルが起きたといふようなこ

も、それが一つの原因でございませう。ただいま申し上げました通り私どもは徴収義務者としてこの税金を取扱いはしてゐるのでございませうが、實際お客

様からちようだいしにくい。だん／＼不況になつて来れば、ますます／＼売上げが下り、自分たちの収入も減つて来る、また税金もとりにくいといふのが現状なのでございませう。かかるときに、ただいま申し上げましたように、予算措置が伴わなかつたために実質的な増税だといふことで、現在各地においてトラブルが起きてゐるのが實際

であります。とりこに税金で、かりにお客様に御請求申しまして、法的には何らの請求権がないといふ税金であります。また業者の立場は非常に弱いのであります。ただいまの遊興飲食税といふものがちようだいしにくいのでございませう。つきましては、私ども昨年も委員会に資料を提出したのでございませうが、でき得べくんば遊興飲食税を撤廃していただきたい。そしてビール一本に対して十円、あるいは特級酒、一級酒に対して百円といふような酒類の消費税のようなものを創設していただいて、トラブルの多い、しかも徴税当局からいふとこんな捕捉にくい税金はない、また業者からいふと、いただきにくい税金であるといふような公平の原則に欠けるようなこ

ういふ税金を廃止していただいて、消費税に肩がわりをしていただく、こういうことを私はお願い申し上げたいと思つております。

それから法第十五条の一号の花代

それから法第十五条の一号の花代

それからもう一つ申し上げておきたいと思ふことは、実は先ほど入場税のお話も承つておつたのであります。が、私ども業者には全部現金でちょう

いと存じます。
 はなはだ簡単でありますが、以上を
 もちまして終ります。

○中井委員長 次には全国喫茶商業協

というものが、もう通例になっておりますが、少く見積つて百倍にいたしても、百五十円くらいの特免点は今日至当ではなからうか、こういうふうにかゝるものであります。何とぞこの点につきまして——昨年百円の免税点を衆議院で御決定に相なつてまことにありがたかつたんですが、参議院で変更になつたといふことがつかりいたしておるのであります。それから範圍におきまして、どんぶりを一つ食へても、またそばを一ぱい食へても、また私ども一日の勤勞をいたしまして、帰りがけにしようかという一ぱい飲んでも、これに遊興飲食税がかかるといふようなことは、まことに嘆かわしい次第であります。どうかほんとに、そうした

○中井委員長 次に全国旅館組合連合会副会長小林義さん。

○小林参考人 ただいま御紹介をいただきました。先般、全国の旅館組合連合会の副会長小林でございます。本日は当委員会におかれまして、地方税法の改正について、お前たちの実情はどうかとお呼び出しを願つたそうでございます。それで、そういう機会をつくつていただき、ありがとうございました。それでは、厚くお礼を申し上げます。そういう御趣意でお呼び出しを願つておりますので、私どもの実情を申し上げます。御参考にお願ひいたします。御承知の通り私は旅館でございますから、旅館の立場からだけ申し上げます。

金を納めなければ旅先では御飯が食べられないというようなことは、どう考
えてみましても、税金をとる対象とし
てはあまりりくつのないことじやない
かということ、私たち徴収義務者と
いわれておる立場におるもの自身が、
強くしよつちゆう感じておる点でござ
います。もちろん営業の基礎のしつか
りした大きい旅館、ホテルなどは、当
然宿泊料のほかは一割くらいチップを
出すします。そういうところへおとまり
なさるお客さんは一割を出すことに、
それほど苦痛ではないかもしれません
けれども、二食食べて六、七百円のと
ころへとまるお客さんの立場から考え
まして、そこで一割とられる、税金を
納めなければいけないということにな

ると、非常につらく感ぜられるということが、私も業者としては想像されますので、自然とある程度までその税金は、二食付七百円、八百円という宿料の中に含ませていただいております。そういうような料金金の安い業者、いわゆる大勢のお客さんがとまる旅館は、そういうような状態で、実際のことを言おうと、飲食税を納めておられるというのが実情でございます。それで税金を納めており、またいただいておられる関係はそんなぐあいでございますけれども、去年二割を一割に法定税率を下げていたでいて、その後どうかということにつきましては、先ほど来私も代表から申し上げましたように、旅館におきましても、実情は前年度よりも全国総額としては下つておりません。先ほど申し上げました通り、ある程度まで法定税率を下けたならば、予算措置をしていただかなければ、結局同じように各府県では税金を取立てるというふうな結果、事実上は二十七年より二十八年度の方が法定税率は半分以下つたにもかかわらず、実際に私も業者が納める税金の総額は、一、二割二十七年よりよりけいに納めなければならぬというふうな実情になつております。それはもちろん業者の数がふえたとか、営業成績が上つたからというところも理由になるかもしれないけれども、法定税率が二割から一割に下つておりますので、少くとも多少下るんじゃないかといつて、私も業者はみんな喜んでおつたんですけれども、実際はそういうふうな状態でございます。

私が大体申し上げることは以上でございますので、何かまた詳しい点につきましまして、実務問題についてお尋ねが

ございますれば、御参考によりまして、御返事申し上げます。何とぞよろしくお願いいたします。

○中井委員長 遊興飲食税関係の皆さんの陳述はこれで終つたわけでありまして、委員の方から御質問がございまして、この際お始めを願います。

○門司委員 どうかでもよろしゅうございまして、はつきり答弁していただきたいのです。それは昭和二十五年の税制改革のときに、あなたの方の業者からいただいた私の記憶によりまして、当時の総売上高は一千五百六十億であつたと思ひます。従つて今日のどの辺まで売上高がふえておるかということとを御答弁願ひたい。

○佐藤参事人 恐縮ですが、今数字を手持ちいたしておりますので、調査して正確なところを御返事申し上げます。

○門司委員 私がそれを聞きましてのは、税金が高いか安いかわかること、基礎資料を知りたいからであります。その当時の税金と今日の税金との比較検討をいたしますには、一応その当時の資料というものは、業者の方から出していただいた資料でありますので、私は間違ひがないと思ひます。現在私の手元にあります資料は所得税を基本にした資料であります。従つて昨年度の総売上高は約千八百三十億になつておる。これに対して税率をかけたおりましたが、旧税法によりましてこれは四八%しか捕捉しておらない。この点はよく聞いておいてください。四八%の捕捉率です。四八%の捕捉率と云うことは結局それ以外は悪く言えは脱税ですよ。課税する場合にはそういう手が加えられておるのである。さ

らにわれ／＼は本年度これが約八〇%ぐらゐに捕捉率をふやして見積つておりますが、そのかわりこれについては実績から非常にかけ離れた所得税を中心とし、さらに非課税を差引いた千三百億ぐらゐのものに大体課税しているのではないかと。そういたしますと、税のかけ方が非常に苛酷であるというお話であります。昭和二十五年のときに約千六百億あつたものは、本年度は物価指数から考えますと二千四、五百億ぐらゐになつていなければならぬはずで、千三百億の売上高と見てこれに八〇%の捕捉率を計算しておりますので、なおかつ二〇%というものは抜けておる。全体を捕捉することが建前であるにもかかわらず、これは非常に捕捉が困難な税金であるといふことで、落せるだけこれを落して行くといふ物の考え方が一応とられておる。われ／＼は決してあなたの方で言つておるようなむちやくちやくに仕事をしているわけでも何でもないのである。従つてわれ／＼は、あなたの方から出して来る売上高というものは、どんなものか知りたのである、おそろく昭和二十五年の税制改革のときにあなたの方から出された資料が正しいものとすれば、これは二千四、五百億なければならぬ。所得税の算出基礎から逆算して参りますと千三百億にすぎない。こうなつて参りますと、所得税自体に脱税があることになつて来る。私はこの点明確にひとつ調べてもらえれば、一体税金がどれだけ苛酷であるかないかといふことの想像もつくと思はれる。この数字をひとつ十分にあなたの方で調査してもらいたい。それがまずわからなければ、私はこの

問題について十分なる討論をするわけには参らぬと思つております。税のよしあしは別といたしまして、できるだけ実情に沿うように、きわめてつかみにくい税金であることのために、できるだけ実態に沿うような処置が今まで行われておると思う。にもかかわらず先ほどの陳述を聞いておりました、まるつきりむちやくちやくの税金をかけておるに言われるが、所得税と売上高との関係をもう少し明確にすれば、ほかに波及する問題が出て来ると思う。そういうことをひとつで、それから先ほどの問題であります。業者の税金をかけるのかかけないのか言つておるが、業者には税金をかけておけません。業者は税金をかける税金がかかるのは当然であります。業者が業者でなくれば、税金はかかる。ここでその議論を聞こうとは考へておられないが、商売がかわれば税金はかけないのは当然であります。

○佐藤参事人 しかし先生、同じ行為があつた場合には……

○門司委員 同じ行為があつてもなくとも業者を扱う人の納める税金であります。業者を扱う人が税金を納める。そういう連う行為の人は自分のそばに置いておしやくをさせるのはけつこうであります。そういうものもあるものであります。実態はそうなつておりました。この料理屋には業者はいなくて女中さんだけでやつておる、この料理屋には女中が少しいて業者があるといふことは、そこに行く人は知つておる。こんなことは本人自身の納める税金だから、本人自身の御意思にまかせればよいと思ふ。それがあるから

といつて業者に税金をかけておるとは思われない。従つてそういう認識の間違った物の考え方では議論をされることは迷惑する。今の遊興飲食税は、税金の実態の姿からいつて、決してあなたの方がお払いになる税金ではなく、飲食をする人が払う税金であることになつて参りますので、飲食する人には物の消費価値がきわめて重大である。私が消費価値と申し上げておるのは、一つの物で、たとえば百円のものを消費するとなれば、これが百円の価値があるかないかといふ問題であります。そこでたとえば千円の料理なら料理を買つたとすると、それに四割税金がついていく。そうすると実際は千円の千円払うことにおいて、実際の品物は概算すれば六百円に下るけれども千円を千円に売ることにはできない。緻密にすればもう少し違ひます。その六百円の中からはあなたの方の生活費が引かれなければならぬ。そうするとほんとうの品物の価値は一体幾らになるか。四百円か五百円にすぎない。この物を千円に売るとは消費価値の面から見ても極めて不合理である。そこで売りにくいのだ。ここに論点がなされるならば納得が行く。売りにくいから税金はとりにくいのだ、しかも消費価値に対して苛酷な税金を払うことは払いにくいこととなる、こういうあなたの方の議論であるならば正しいと思ふ。従つてとりにくい税金であるから、われ／＼の負担が増して来るのである。これをカバーしようと思ふれば、勢い自腹を切らなければならぬことになる、そういう議論なら正しいと思ふ。税金を払う者の身になつて考へてくださればわかるが、あなたの方はいかに自分たちが

税金を払っているようなことを言つて議論をするから間違ひが起るのである。税金を払う方が払いにくい、払いにくいからとりにくい、とりにくいから納めようとすれば無理があるということになる。先ほどの陳述によると、われ／＼からぎゅう／＼しぼつてとつておるようなことになつておるが、数字から行くと先ほど申し上げた通りであります。その点には現行法でも一応の線は引いてある。この点は間違ひのないようにお考えを願ひたい。

次にこれだけはひとつ答弁をしていただきたいのであります。この税金の一番大きな問題の焦点になるのは、遊興と飲食の境であります。今日のよう一方において生活に困つておる人がたくさんある場合に、遊興する人に対しては税金をかけてもよいと思ふ。芸者買ひをする人には税金をかけることはさしつかえないと思ふ。一晩に三千円も五千円も遊興する人に税金をかけるのは間違ひではないと思ふ。しかし単なる飲食、これも今の食糧管理法の面からいへば問題である。お互いが配給を受けているときに、金があるからといつて外で食べられることはどうかと思ふが、それは一応伏せておいて、どの辺からが遊興であり、どの辺からが飲食であるかという線が引けるならば、あなたの方のお考えをこの際承つておきたい。

○佐藤参事人 先刻はいろいろと暴言をはきまして申訳ありませんが、今お教えいただきましたところのすべてには御答弁できませんが、よくおわかりのことで、遊興飲食税というものが、不合理であるということを御承知の門

司先生に申し上げにくいのですが、実際はとりにくいのです。ところがとりにくいといつて、そのままとらずにはおけない。とれば自滅するといふ、その板ばさみの中にあります。一面とりの率を引下げて、それには予算的措置を伴つた面でお教え願ひたい。これは最高一割あるいは六、七分どまりまでというところを、かつて申し上げたことを覚えております。千五百何十億の時代に百五十億ならお払いがでるといふことを陳述いたしましたのであります。實際その当時はそうであつたが、今は二千七、八百億ぐらゐは総売上はあつたろうとおつしやる。これはわれ／＼が数字を調べても、業者ではよくわからせん、諸官庁においてお調べを願ひます。それを教えていただきますればわかると思ひます。ところがその数字の出て来ます原因は物価高です。仕入高、給金が高くなつてゐる。家賃地代が高くなつてゐる。事業税も所得税も高くなつてゐる。また遊興飲食税もそのうち高くなつてゐるのです。その当時の千四、五百は今日の二千五、六百ぐらゐ、倍にはならなくても、そのくらいが匹敵する数字ではなからうかと思ふのです。ですから不当にお前たちはもうけてゐるのではないか、しかもとりにくいといふのに便乗して——そこまではおつしやいませませんが、結局それは税の組み方自体が悪いのです。遊興と飲食という面はこれは議論の余地があると思ひますが、われ／＼は一ぱいのビールを飲んであつた増産へといふことを言つておられますが、一ぱいのビールを飲んで遊興になりましようか。こういうことは反論はいたし

ませんが、一ぱいのビールを飲んであつた増産をする人もあれば、芸者であつてやる人もある。おのずから自分の私経済の程度によつていろいろとあります。われ／＼自体はそういうことは申し上げません。しかしながら少くとも今の入場税と同じように、高からう、安からうにしても、納得づくの税込みの価格で、かりに売れるなら売れるようにしていただきたい。かくして今お話がありました広島における、あるいは福岡におけるような、官庁とまつた血みどろの闘ひをし、そうしてわれ／＼は特別徴収義務者を返上する、飲食代だけはいただきます。その税金はこの箱に入れたくれ、入れられなければお客様は納めてくれないような無謀な税金を今日お幾しておかれることが、国家としてはどうかといふようなことを実は申し上げてみたいのです。先生はその点どうでしょうか。

○中井委員長 門司委員に申し上げますが、あなたも御承知の通り、大蔵省と自治庁の問題で、大蔵委員長との間に、五時から懇談をすることになつておりますので、この問題は、なるべく簡単に願ひます。

○門司委員 あまり長くは申しませんが、今私が質問いたしましたのは、そういう答弁をいただくつもりで質問したのではありません。これはわれ／＼も十分考えなければなりません。たとえば百円未満のものに税金をかけるというように、つまりさつきのお話のように一ぱいのしやうちゅうにも税金をかけることは不都合だ。一ぱいの天どんに税金をかけることは不都合だ、まだそのほかにも清涼飲料水の問題があります。ラムネ一本今日六円幾らというものに税金をかけておる、こういうばか／＼しい、子供の飲むようなものに税金をかけることは、不都合だといふことは、われ／＼よく知つております。しかしそれをよくするために、あなたの方の理由のような、ただ自分たちの立場だけからこの税金をやめるわけには行けません。これには社会的に客観的に納得の行く線でないればわれ／＼も処理できません。従つて私がさつき聞いたのは、あなたの方の立場から見ると、どの辺を遊興と見ることが出来るか、どの辺から大体普通の飲食とみなすことが出来るのか。いわゆる一般の社会常識としてこの辺からいはいれるだろう、この辺からは一般社会人よりはいぜたくだといふ線を、どの辺に引くかといふことが、やはりこの税金を合理化する一つの目安だと思ふ。従つて私はこのことを聞いています。あなたの方は非常に言いにくいのかもしませんが、しかしわれ／＼が線を引くにはそういうことが一つの目安になるのである。そのことに対して一体どの辺までが遊興であるか、飲食であるかといふことの線を、どの辺に引けばいいとお考えになりますか。

○佐藤参事人 まあ一般に私たちは今申し上げたように、一夜に千円を使つて遊興にならない人もあれば、一夜に五百円で遊興をしたような気持になる人もあれば、あるいは一夜に万金を投じて、まあこれが遊興でなかつたといふような感じを持つ人もあると思ひます。これは万金とはいひませんが、けれども、その人のいゝゆる……。

○門司委員 私はそんなことを聞いてゐるわけではない。さつき言ひましたように社会通念上、常識上もの考へ方を聞いてゐるのであります。本人が一人々々遊興になると心得てゐるかどうか、それはなるほどしやうちゅう一ぱいでいい気持になつて、たこ踊りをしてゐる人もある。芸者買ひをしてゐる人もある。そんなことを聞いてゐる人もあるが、そんなことを聞いてゐる人ではない。社会通念としてあなたの方の立場から見ると、これは言いにくいことではあるが、一応私がさつき申しましたように、今日非常に食へるに困つてゐる人がたくさんあるのである。にもかかわらず夜の夜中までも芸者をあけてどんちゃん騒ぎをやつてゐる者を見ることが出来るかどうかといふことではあります。私もこれはどういふものは考えなければならぬと思ふ。そこには何らか社会的の一つの負担をしてもらつてもさしつかえないのではないかとはいふようなことが考えられる。そこでその目安にするのに、先ほど私が申し上げましたように百円までは一応処置をしよう、この辺までは遊興とは言へぬのではないかという措置をとつたが、それでもなおかつ不平があるというならば、どの辺で線を引けばいいかといふわれ／＼の審議の目安の参考にする資料を、ひとつ教えていただきたい。

○佐藤参事人 そうすると免税点をかりに遊興の境にするとおつしやるので、それならば現在の物価指数から見ても三百円ないし五百円です。今の百円でははなはだ申しにくいのですが、これは遊興には該当いたしません。三百円以上五百円未満をはつきりとした線にひとつお引きを願ひます。

（委員長退席 藤尾委員長代理着

席

○佐藤(調)委員 これは佐藤さんか、三田さんか、小林さんか、どつちの管轄かわかりませんが、一言ちよつとお伺いいたします。

たとえば東京には温泉マークのついた旅館がたくさんあつて、そこへ男と女がそろつて行つて一時間か二時間か場所を使つてゐるらしいのです。その場合に一々課税の対象になるほどの料金に上つてゐるかどうか疑問があると思ふのです。そういう場合にはどういう課税の対象にされてゐるかということをお伺いいたします。

○小林参考人 お答え申し上げますが、お話の通り今東京都は温泉マークの旅館が非常に多いのであります。今のお話の課税の対象としてどういふふうに扱つてゐるかというお話でありまして、けれども、おそらくこれはそういう原則がございせんので何でございませうが、ただお休みで三百円とか、五百円とかいたたいて、そうしてそのうちから飲食税を払つておるのだからと想像しております。おそらく税を一割なら一割きちつと書いて出すような温泉マークの業態は、成り立たないと思ひます。

○佐藤(調)委員 それからもう一つ、これはあちらの人からたくさん金をとる商売らしいのですが、芸者でなく、立川に多くいらつしやる連中らしいのですが、この場合において、要するに収入を得た者に対する課税の標準は入つたのと課税標準のレベルが大分違つておるといふような話を聞くのですが、さうな状況がありますか。

○佐藤参考人 これは私の専門外ですが、それはないと言われません。

それはあり得ることです。ですけれどもたまたまわけとか、部屋料とかあるいは食事代とかいう形で、経営者も不当とは言いませんが、相当割前を受けておりますから、本人のふところに入るものが幾らかというところは、これは契約によつて違つてゐるのです。それは衣食を全部まかなうということもありまゝです。ひとつその辺はどうか……。

○大石委員 佐藤さんにちよつとお伺いしますが、あゝいうキヤパレーにおける御婦人は、月給ですか。あれはどういうふうな契約ですか。歩合ですか。

○佐藤参考人 最近は一日出勤すれば定額を一月払つておるところもありまゝです。一万円から一万円というものをです。すね。なおお店の盛りぐあいによつて、その日最低三百円から五百円くらい出勤の都度払つております。ですから一年契約とかあるいは一月契約といふのをいたしておるところもございませうが、一日々々で来ておるところもあつて、それは一日来れば日割計算でお払ひしておるところもありまゝです。

○大石委員 ただいまあなたは契約とおつしやいましたが、その契約とは一年何ばで前貸しすることですか。契約とは何を意味するのですか。

○佐藤参考人 雇用契約ですね。

○大石委員 雇用契約であるならば、一年二年という年限を切らずして、かつてに勤めさせたらよろしいでせう。今ごろ基本的人権を認めて非常に労働時間のやかましいときに、そういう何年何月という契約がもしあるとしたら、私たちはちよつと婦人の立場からお聞きしたいのです。

○佐藤参考人 現在はチップ制度なんです。実は最近私が理事長として東京社交料飲健康保険組合というものをつくつております。そうするとその組合に入つてもらひますれば、長い間病気がきても、これなら二年までくらは保障がでます。どんな病気でもおざか一人月に八十円、店主で百二十円の掛金です。それで現在は一万四、五千円あつて、そういう組合もありまゝです。昔のようにチップさえもらへば転々、あすから甲から乙へ、乙から丙へ行くといふような考え方は、持つてもらいたくないといふのです。どうしても経営者と一結の合体をつくつて、そうして強固な生活の組織をつくつて行く。病魔からも安心してのされる、こういうことです。

○大石委員 それから私旅館の方に聞きしたいのですが、さつき門司先生が、芸者といふものは、お客が金を払うものであつて、いわゆる営業者が金を払うものではないといふことをおつしやいました。それはその通りでございませう。けれども、男の人が酒に酔つて芸者買ひをなさることは自由でございませうが、ずいぶん倒れがあつて、あなた方が出血しておるといふことは私よく知つております。それからもう一つ私不審に思ふのは、わが京都府では芸者でなくしてやとなつてゐるものがある、それから女中といふものがある。そしてその人々から遊興飲食税をとつておる。しかれば、基本的人権を尊重せよといつて、今憲法に書き出されておるが、公娼制度といふものは今はないけれども、ちよつと公娼と同じようなことをして、そしてそれに遊興飲食税を課しておる。この点について、これはあなたにお聞きするのでございませうが、日本の公娼制度といふものは全廢になつた、そして京都では女中という名前になつておる、名前をかえて芸者が女中となつたら、それでいいじやないかとおつしやつても、それに現在税金がかかつておる。しかれば日本の政府といふものは、公娼を認めるものであるか、もし公娼を認めておつて、それに対して課税をするなれば、日本の国は元の封建的な公娼制度が存置するわけです。それはあなたに言うてもしかたがない。それで女中といふものに対して課税をしておるといふことは、日本の国が婦人の権利を無視して公娼制度を認めておると言つても、私は過言でないと思ふ。私はそれをあなたに申し上げるのでございませう。あなたの御意見はいかがでございませう。

○三田参考人 今先生からいろいろ御意見があつたのでございませうが、事実先ほど門司先生もおつしやいました。芸者から税金をとるわけではなく、業者からとるわけでもない、客からとるのだ、こういうお話です。それは御説の通り芸者や料理店から税金を払うのでなくして、客が払うのであります。しかし私の申し上げたいと思ひますが、しかし私の申し上げたいと思ひますが、それは、少くとも十割という税金の率といふものは現在の世相、あるいは一般の社会情勢とか経済情勢から見て、妥当な税率かどうかといふことをお伺ひしたいのであります。先生の今おつしやいました女中にまでかけると、これもやはり女中さんが税金を払うという意味でなく、女中さんがはべつたことに対する税金がかかるという先生の御意見なんでしょうか。いゝわゆる接客税といふようなものの税金でしようか、どつちなんでしょうか、先生

ものは全廢になつた、そして京都では女中という名前になつておる、名前をかえて芸者が女中となつたら、それでいいじやないかとおつしやつても、それに現在税金がかかつておる。しかれば日本の政府といふものは、公娼を認めるものであるか、もし公娼を認めておつて、それに対して課税をするなれば、日本の国は元の封建的な公娼制度が存置するわけです。それはあなたに言うてもしかたがない。それで女中といふものに対して課税をしておるといふことは、日本の国が婦人の権利を無視して公娼制度を認めておると言つても、私は過言でないと思ふ。私はそれをあなたに申し上げるのでございませう。あなたの御意見はいかがでございませう。

のお尋ねは……。

○大石委員 私は婦人の立場から、日本の国には公娼制度といふものがなくなつた、それに今日遊興税といつて、そうした接客婦と、そして京都府では女中といつて、それに人頭割をかけておる。しからば日本の国は公娼制度を認めておるか、一体どうであるか。公娼制度を認めておらないにもかかわらず、その女中に遊興飲食税をとるといふことは一体何であるか、私は婦人の立場からこれを実に不思議に思ふのです。それはあなたに言うのではない、いづれ政府当局に申し上げますが、その点あなたはどういふふうにお考えになつてゐますか。

○三田参考人 私は接客婦税といふものには非常に反対です。一般の普通のサービス業の婦人といふものは、何らこれを対象とする税金を払つてゐないのですから、私はこの接客婦に対する特別税といふものは反対です。パンパン、パンパンといわれまゝけれども、いゝわゆる街路婦です。街路婦はパンパンと称して、自分たちが実際に金をもつておつても、彼には遊興飲食税がかからない、ところが吉原、洲崎、あの方面にゐる人には遊興飲食税がかかる、一体政府はどうであるか。とりよ街頭に出るからしてとらない。しからば脱税の方法は幾らでもある。この点はあなたに言うても何もならぬですが、とにかくさういふような点も、私は女でございまして、パンパンを買ひに行つたことはございませうから、どういふふうなことであるか、教えていただきたい。

○北山委員 先ほどからお伺ひしてい

ると、やはり旅館なり料理店の方々は、この税金を自分たちが払つておるような錯覚を起すわけです。その原因というのは、この税金のとり方自体にもあるのじゃないか。聞くところによると、これは割当て申告納付ということになっておりますが、割当てをして、そうしてそれを組合が何かで各業者に割当てる、そのやり方がどういふふうになつておるか、申告というものが尊重されておるか、あるいは五千万円なら五千万円だというて、それを組合におろして、組合がまた組合員におろして行く、その過程が民主的に行われておるかどうかということも問題だと思ふのです。高いか安いかわからないようなことも、結局料理店でも何でもピンからキリまである。その際にその割当てが案外案外なものであるし、非常に苛酷な人もあるというようなことが起つて来るだろうと思ふのです。それである人にとっては、これは非常に高いからやめてもらいたいというふうな、ほんとうに生活権に關係する問題もあると思ふ。そこでその納税あるいは徴収のやり方が実際にどうなつておるかということ、これは徴収当局の方と業者の方々にお伺いしたい。

○佐藤参事人 今のお話は実はありがたいお話であります。大体この国税時代は、屋根裏課税といわれたほど悪税であつたことを、御当局がよく御承知を願ひまして、一応御相談を願つて、お前の方にはこれだけ引受けてくれ、こうしてくれというふうなお話がありました。とにかく地方税になつてシヤウブ勧告の線から、われ／＼の税が一指も染められなかつたというので、団体折衝が一応認められなかつた、個人

折衝ということになりまして、これも一部の業者はお話合いを受けておるものもありますが、大体は天くたり予算でこれで行けと言われておるのが現状であります。全部が団体折衝を受けていないし、また受けておるものもありませんが、大体はほとんど一方的な天くたり数字をのまされておるのが現状であります。

○北山委員 東京の場合に実際どうでしょう。

○佐藤参事人 東京の場合がそうです。

○事参事人 ただいま割当課税をやつておるかどうかということについてのお話でございまして、業者の方のお話もございまして、割当課税というふうなことはやつておりません。御承知の通りこれは申告納入の制度であるのであります。申し上げるまでもなく、ごく民主的な方法でございまして、業者の方が自主的に自分の売上げに対する税額を計算して納める、こういう制度でございまして、それをできる限り尊重をして参りたいと思ひます。しかしおのずから予算もございまして、そういう予算に満つることがぜひ必要でございまして、これは業者の方の自主的な申告をまづまして、なおそれが実際に調査をいたしましたところと異なる場合には、やむなく更正をする、あるいはまた申告のない場合には決定もするという方法で行つております。実情は大体全体の納税額のうちの八十四、五パーセントというものは申告は認めておるにございまして、その他のものが決定もしくは更正を受ける、こういう事情でございまして、できるだけ民主的な線に沿つて運営をいたして参り

たい、かように思つております。

○通商委員代理 遊興飲食税に關する御質問はまだおありのことと思ふのでありますが、亭さんには最後に皆さんから全体に通じて承らなければならぬ点もあるかと思ひますので、この際電気ガス税關係につきまして、日本化学工業協會技術部長の大島竹治君から一応お話を伺ひまして、そのあとで、また残りの問題につきましては、全体について御発言を願ひたいと思ひます。大島君。

○大島参事人 ただいま御紹介にあずかりました日本化学工業協會の大島でございます。

電気ガス税は長いこと皆様方に御請願申し上げまして、昨年来に全会一致という珍らしい事情のもとに通過させていただきましたこと、協会の非常に感謝しております。そこでございまして、その後の経過になりました。かといふことを御報告申し上げるわけでございますが、何分時間がございまして、と申しまして、今年の正月から今日までの経過でございますから、はつきりした傾向はわからぬわけでございますけれども、一応のいわば傾向的には大体申し上げられる、こう存じますので、そういうような程度で御報告させていただきますと思ひます。

私ども、この電気ガス税は、できますならば全部やめていただきたいという理由を申し上げましてお願いしたのであります。皆さん、皆さんの今までの税源の關係上それはできないでございまして、上からはできないでございまして、か、当面一番響きの多い方からやめていただきたい、こういうようにお願い申し上げたのであります。その限度といたしましてお願いしました趣意は、

大体におきまして電気ガス税が原価に及ぼす影響の多いものを主にしていた。だいたい、それから国家が国家として当然育成するべきものと考へられて、ことに国家としてすでにその措置をとつておられるものについて、これを保護する意味からひとつ見ていただきた。い、このお願いいたすわけでありまして、かた／＼しましてお願いしたのであります。かた／＼もつて私どものお願いいたします品目は、全部国際商品と申してもいいような商品でございます。ために、世界各國の競争場裡にわれわれが闘わなければならぬ性質のものでございまして、言葉をかえて申し上げます。まずならば、少し高くなると、すぐに外国から押しかけて来る。できるならば輸出で國策の線に沿うべきものと思つておるのに、非常に脅威にさらされておるといふときに、外国にございせんようなこういう税金の足かせを持つておるといふことは、非常に苦しいからひとつ御心配を願ひたい、こう申し上げた。そこでそういうような線に沿つておるかどうかということをお願いするわけでございますが、それについて一番わかりやすい結果から申し上げますと、それでもなお依然輸入の脅威が多いということ、端的に申し上げますと、昨年末から今日までこの値段が下つたのか上つたのかということに驚着するかと思ひます。これくらいよりほかに、すぐこれに相当するような資料がございなくと思ひますので、その点から申し上げます。品目別になつて恐縮でございまして、おもな品目について申し上げます。これは時間がありませんので、やつと計算が間に合いました程度でございまして、恐縮です

が読ませていただきます。

第一にア法苛性ソーダ、アンモニア法の苛性ソーダというのでございまして、液体と固体がございまして、それが昨年末までは液体の方がトン当り四万六千円というのが御座る価格でありました。それが今日四万三千円、これは六・五％値段が下つております。固型の方は五万一千円であつたものが、今日四万九千円、これは五・九％下つております。それからソーダ灰でございまして、トン当り三万一千円、それが今日二万五千円、これは一九・四％下つております。これは必ずしも電気ガス税のためばかりでもございせん。それから電鍍耐火煉瓦でございまして、トン当り十一万円のものが今日十萬円で九・一％下つております。鹹水ソーダが九十三万円、これは九十九パーセントまで、ほとんど輸出でありまして、これは激甚な競争になつておるという結果になつております。これが九十三万円だつたものが八十八万円、五・三％下つております。鹹水臭素、これが二十四万円のもの、二十四万円で持合ひでございまして、持合ひなのは非常に珍らしいのであります。これは実は非常に量が少いために、供給不足の傾向があると同時に、これが電気を食う量が非常に多いので、過日の電気料金の値上げはかなり響いております。持合ひといふことはかなり業者としては、前から見ると電気ガス税が下つたことに対して非常に感謝しているわけですが、それからメタノールの値段は七万円が六万四千円から六万六千円、五・七％から八・六％の値下りでございまして、硫酸が九八％程度のものでござい

のでありますが、九千四が相かわらず九千四で持合いでございます。これにはちよつと原因がございまして、非常に原料がマツシグなものでありますために、運賃がかさむのであります。この運賃は御存じと思いますが、本年の二月から繰じて一割上つております。そのほかにいろいろな調整といひますか、合理化しましたために、ものによつてはそれ以上に上つておるものがございます。これは大体前と同じなのでございます。運賃が一割値上りしてありますので、原料とともに寄せますと、もう少しよいけいになりますから、これは事実上は値下りと同じ結果になつておる、こう御了承願ひたいと思ひます。金属ソーダは二万四千円から二万五千円が今二万四千円で、やや持合いでございますが、四％ぐらひ下つております。過酸化ソーダが二十八万五千円から二十八万圓に下りまして、これは一・八％であります。それから塩素酸ソーダが八万五千円から七万五千圓で一・一％下つております。それから過塩素酸アンモンというのが十一万圓が十万五千圓になつておりまして、四・五％下つております。過酸化水素が十七万圓、これは持合いでございます。これは量のあまり多いものではございません。二硫化炭素五万四千圓が四万九千圓、九・二％、珪酸ソーダが二万三千圓が二万一千圓で八・九％下つております。その特殊のもので三号というものがございまして、一万七千圓が一萬四千圓で一七％下つております。すべて大体下つておりますが、そのほかにセメント、これは相当多いのでございますが、トン当り八千五百圓が八千五百圓で持合いでござい

ます。これについて若干御説明申し上げます。これに先ほど申し上げたいと思いますが、これも先ほど申し上げました原料の石灰石が非常にマツシツであると同時に、製品もマツシツでありますために、運賃の値上りというものが非常に響いております。これは總じて一割でございますが、そのほかには事實上は調整といいますか、合理化されたために二割五分上つたのであります。そういたしますと、この持合いというところは事実上値下りでございます。それから業界の方は、一般に現在の状況では比較的に恵まれていますが、それにもかわりません大体自爾値段で、実は上げまいという一応の考えですとこれはめんどろが起るわけでございしますが、大体そういう気持ちでやつておられます。今度の九州の災害につきましてはまだ厩大なセメントがいるわけでございますが、これにつきましても値を上げまいということを申し合せておられます。申し合せるという言葉がこれは独禁法にさわるということになると思いますが、私はこれを善意の一つの基準としまして、別に協定したわけではなく、大体そういう気持ちでやつておられるというふうに御解釈願いたいと思います。そのほかにピエロソ、アミラン、それから塩化ビニリデン及びその原料、こういう三種類ばかりのもの、これは国家として先般も皆さんに御心配願ひまして、国策としてこれを保護すべきだ、羊毛その他の輸入を防止するために、ぜひとも国産品でやらなければならぬということで御

賛同を得られて、国策としてこれを推進されるような傾向にございます。そこでこれはこのたびの電気ガス税につきましても、特別御配慮をいたしたいことに對して非常に感謝しておりますが、しかし持合いでございます。申しますのはこれは今引合つているものは一つもございません。他日大量生産になつたらあるいは合理化が進んだらということをやつて參つておるのので、これは持合いということについて御了承願ひたいと思います。この点はそのほかの面、法人税にしまして、それから運賃の値上げの際にも相當御考慮願つたわけであります。こういうような國家として育成すべきものについて、特別な御配慮を願つたことを非常に感謝しております。

それから最も重要なことを申し落しましたが、これらのものが何べんか、輸入業者が少しでもおかればいいという關係から、輸入を非常に積極的に心配して參つたのですが、幸いにして今日これらのものはおむね輸入をしなくて済むような状況であります。それからその輸出が進んでおるもの、セメントのごとくなお進んでいるもの、こういうものもございます。今後もうこういうようなものをよく勉強いたしまして、できるならばあくまで往年の日本のように、どん／＼輸出して參るよう

にいたしたいと存じます。

なお先ほど委員長のお話で、將來についての希望を含めて申せと言つてくださいましたので、そのことをおそくなりまして恐縮ですが申し述べさせていただきたいと思ひます。先ほどちよつと申し上げましたが、このことにつ

きまして二つのことを申し上げさせて
いただきたいと思います。その一つ
は、電気ガス税というものは、事の当
初から皆さんにお願いした通りの理由
でございますが、これが生産の過程に
おいて課税されるということござい
ます。こういう課税方法は税制の体制
としてどうであるか、それが一つであ
ります。もう一つの点は、これをやら
なければならぬものは、おもに国際商
品として外国と競争しなければならぬ
立場にあるということでございます。
内容につきましては、それでなくても
運賃その他に相当なハンディキャツプ
を持つて、今日日本の工業が闘わなけ
ればならぬときにあたりまして、それ
以上に各国にないような税金を——日
本は貧乏になつたのですから、いろい
ろな点で批評を受けましてすうが、それ
にしましてもこういうふうなものは、
ともかく生産の途上において萎縮する
ような方法をとらない方が、国家とし
ていいことではないかということであ
ります。そういうようなことからしま
して、財源の關係がございまして、す
ぐというわけには参りますまいが、将
来これをぜひとも外国並に、電気ガス
税というような性質のものは根本的に
はおやめを願いたいこういうことで
ございます。

それからもう一つの問題は、それは
すぐできないと思いますが、当面の問
題としましては——実はこの前にはほ
んど全部御承認つたわけでござい
ますが、そのときに私どもの手抜かり
といたしまして、一つ申し落したもの
がございます。それはビニールについ
ての課税の問題でございます。これは
先般諸先生のもとに資料を差上げた

存しますが、御存じの通りに、塩化ビニールは非常に評判になりましたから、事のどういふものかは御存じでございましょう、今日町の中に出ておりますのはハンド・バッグとかなんとかいうことで、すぐお目におとまりになると思いますが、実は塩化ビニールというものを本来一番たくさん使つておりますものは電線関係なのでございます。これを企業化した者の一番目標にしたのは、電線関係のゴムを外国並に排除して、ゴムの輸入を止めようということにあつたのでございます。これが最大の目標であつたのでございまして、これは今日もかわりません。非常に量がたくさん出ております。現在でも四〇％まで行く目標でかかつている、というよりも、四〇％に相当する需要があるのでございますが、現在製品が足りませんで、二〇％から三〇％の間を供給しております。それからもう一つ問題は、これは意外なことが起きたのであります、日本のごとく農業生産が少くて困る国においては、非常に重大なことであります、二毛作のできない所において、すでにお聞き及びかもしませんが、苗代にあらかじめこの塩化ビニールのフィルムをかけるのであります、それをかけますとその苗代が霜害その他がなくなり、またために早く発育する、あるいは種まきが早くできる、そういうことからこれは全部とまでは参りますまいが、今まで二毛作ができなかつたところまで、そろ／＼今年から二毛作ができるという見込みに立つて、相当進めておるわけであります。農民の方々はもう非常に先走つた計画をしていらつしやいまして、倍になるぞと言つておられ

ますが、そうはなりません。少くとも近年のうちに、この利用によつて相当な増収をされることは予想されるのであります。現にこの方の需要が非常に急激にふえておりまして、早期栽培をするような場合にはこれを使う場合が多いのであります。これはいわばぜいたく品とでもいうふうにとれますので、私はそれは思いませんが、この稲の二毛作のことについては、非常に重大な御関心を持つていただきたいと思ひます。以上申し上げました二つのことで、この塩化ビニールというものの重大性を、十分お考え願ひべき値打ちがあると思ひます。

それから、この理由のもう一つといひまして、申し述べておきたいと思ひます。これは、先ほど塩化ビニールデンのことを申し上げましたが、この塩化ビニールデンというのは、実は塩化ビニールからつくるのであります。ところが塩化ビニールだけをつくる工場と二つございます。それで、塩化ビニールデンをつくる工場が、途中の塩化ビニールを外へ売りまして、別にどうということもないのですが、それは税金のかかつていない電気を使つておるわけでありまして、ところが、塩化ビニールデンをつくる工場は、税金のかかつて電気を使うわけでありまして、これはちよつと不合理でございまして、この点は、この前硫酸と硫酸の関係を申し上げましたときに、電気の量が少し少いだけけれども合理化するためには、こうしないとうまく参りませんとお願い申し上げて、御了承願つたのであります。以上、それと同じような理由のもとに、以上の

二つのことが、国家的に非常に重大なものであるということ、もう一つのことは、営業を對象にしました、営業の面から見た合理的な税金のとり方というふうなお考えのもとに、非常に手数を恐縮でございしますが、いま一つこれをお加へ願ひすることができましたら非常に幸ひに存じます。そうしますと、私も産業界からいたしまして、今度の除外品目というものが、非常に合理的な外国人が見ましてもどなたが見ましても、常識から見まして、少しも欠点のない完璧なものになると、私も信ずるのであります。

以上たいへん長々と申し上げましたが、御報告ともにお願ひを申し上げまして、恐縮であります。私の陳述を以上をもつて終ります。

○逓送委員長代理 大島さん御質疑はありますか。——それでは大島さんどうもありがとうございます。

○大矢委員 総務部長にちよつと尋ねますが、ことしの一月からですか、まだはつきり統計が出ておらないと思ひますが、例の入場税を半額にした結果として減収になるといふことを、非常に心配しておつたのであります。私先ほど申しましたように、大都市ではその減収にならぬということですが、東京の実情はどうかということをお聞ひたいと思ひます。

〔逓送委員長代理 退席、佐藤親委員長代理 出席〕
○事考人 お尋ねでございしますが、先ほど私同つておつたのでございしますが、東京の場合はそうではございせん、減収にならざるを得ない。と申しますのは、実は昨年度の入場税は、五十七億ほど東京は得ております。と

ところが今年、御案内の通りの減税措置がとられまして、せいゝ見込んで四十五億というふうなことになるのであります。もちろんこれには、減税とあわせて、料金自体は、今までお話をございしましたように、必ずしも下らないという見方も織り込み、それからお客さんの数も相当ふえるだろうというところも、織り込みまして計算いたしたとしても、せいゝ四十五億程度でございします。そういったと、十五、六億というものは減収になるのではないかと、見込んでおる次第でございします。

○藤田委員 せつかく長時間お待ち願つて、何も発言してもらわぬのも恐縮でございしますが、大体もう質問もないようでございしますから、ちよつとお願ひ申し上げておきます。

先ほど来の数人の方の公述によりまして、発見いたしました。現在の都道府県税の税源として、事業税とともに三税源であります。遊興飲食税、入場税というものが、徴税の立場から非常に困難であるということが、われゝはよくわかりました。この問題については、今回の地方税の改正においては、具体化するとはできないと思ひますが、将来当委員会として十分考えたいと思ひますので、本日公述も省略されましたから、第一線の徴税事務を担当される部長の方から、本日の公述に対すると申しますか、照応するような資料を、至急当委員会に出していただきたというのをお願いいたします。

○逓送委員 先ほど来いゝ御説明も伺ひましたが、私は佐藤さんにちよ

つと伺ひたいのであります。他の委員からの質疑もありましたので、大体質問も尽きていますのでありますが、ただいま藤田君も申しましたごとく、この遊興飲食税につきましては、いろいろ見方、考え方で論ずる人の論じ方も違つておるようになつております。けれども、たとへばせいたくをどうするか、奢侈がどうであるとかいふような点を離れまして、これをただ単純に徴税上の技術的な面から考えてみますと、いふと、だんゝのお話にもありましたが、総務部長さんのお立場から言へば、まことにとりにくい税である。また業者の方から言へば納めにくい税のようになり承知するのであります。

私は、この問題を考えるにあたりましては、とりにくい、納めにくいという事実を、上ほど重大視する必要があるのではないかと考えておる一人であります。たとえば先ほどもお話がありましたが、税率は下つたが実際の税金は少しも下らないというようなことは、およそ税といたしましては、まことに不可解千万のことであるといわなければならぬと思ひますが、現実はその通りになつてゐる。このことは、考えてみますと、従来の税のかけ方が、門司君のお話にもありましたが、それだけでも、よほど親心をもつてかけられておつたということにもなりましようが、同時に、きわめて不正確なる税のとり方をしておつたのではなからうかという疑いもあるものであります。これが従来どうでありましたか、あるいはまた今日は、どういふふうになつておりますか。総務部長さんの実際の体験からのお話を、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○事考人 遊興飲食税は、お話の通り非常にやりにくい点がございします。従来必ずしも捕提が万全ではなかつたために、売上げの捕提は百パーセントなされていなかったのではないかと、いふお尋ねでございしますが、まことに遺憾ではあります。その通りであります。御承知の通りこういう業態の方々、法人はともかくといたしまして、個人の場合にはなかつた売上げそのものがつかみにくいと思ひます。いろいろな方法を用ひまして実際の調査あるいは検査等をいたしますが、なかなか正確にはつかみがたい。従業者の方々が、きょうも陳述がございましたように、お客さんから實際上とつていない面も幾分あるというようなことが、いゝとからみ合ひまして、なかなか徴収しにくいのでございします。これはからそういふことのないように十分に調査をいたしまして、万全の努力をいたして参りたいと思ひます。けれども、百パーセント徴収することはなかなかむずかしい次第でございまして、できる限り努力を払うようにいたしたいと思つております。

○逓送委員 まことにちよつたことをお尋ねするようで恐縮であります。私しろうとでありますので質問させていただきます。現在地方財政計画というふうなものがあつて、地方の収入等についても中央でいゝ算定していらつしやる。たとえば遊興飲食税というふうなものにつきては、中央の方から東京都の方に向つて、東京都においては、大よそこのくらいな遊興飲食税が上ることを期待するといふようなお話でも何かあつたのでしうか、なかつたのでしうか。

○事参考人 御承知の通り、平衡交付金の算定基準になりますところの基準財政収入額がございます。その数字は、二十七年において東京は遊興飲食税の場合三十三億、その七分の十のものが四十七億ということになつておりまして、いわばそれがどれであるところの政府の皮算用といひますか、そういうものがとれると存じます。遺憾ながらこの数字までは行つておりませんので、東京都の場合、本年度におきまして、二十一億四千万円ほど計上いたしております。昨年度は二十億でございましたが、そういう程度の税収額をあげておる実情でござい

○事参考人 そうしますと、東京都で二十何億計上していらつしやるというのは、何かそこに多少の手かげんでも加えて、その算定をしていらつしやるのでしようか。それともそれがぎりぎりのところであるというところで算定していらつしやるのでしようか、どちらでしようか。

○事参考人 特に手かげんということではございせんが、一応売上げを推定いたしまして、それからおのずから生ずるであろうところの捕捉漏れ、これはやむを得ないと思ひますが、実は税込みの売上げを二百七十億と推定いたしております。税を引きましたものが二百四十四億。先ほど全国的な数字を門司さんからお話でしたが、はたしてそれに当るかどうかは問題でしようが、一応二百七十億ぐらひは上るのではないか。そのうち捕捉できるものが七〇%というふうに考へて、実は計算をいたして参りました。

○選任委員 中央のとらぬたぬきの皮

昭和二十八年八月六日印刷

算用かもしれせんけれども、本省の方でお考へになつておる数字と、現実の東京都における数字とは、よほど開きがあるようであります。しかも今のお話では、捕捉率は七割程度ではないかということでありまして、私どもしろうとから考へてみても、東京都はよほどさじかげんがゆるいのではないかと、うかつという気持ちもいたします。これは私のただ推量にすぎませんので、佐藤会長にお伺ひしたいのであります。が、この遊興飲食税の徴収の仕方と申しますか、とり方において、ただいま私が東京都に対して申しましたことは、あるいは当らないかもしれせんが、地方々々によつてよほど取扱ひ方が違つてはなからうか。ある県はきわめて寛大であり、ある県はきわめてきびしいといつたような事実があるのではないかと想像いたすのであります。あなたは全国的な立場におかれまして、この辺をどういうふうに見ていらつしやいますようか。その点ひとつ伺ひたい。

○佐藤参考人 これは私、責任を持つてお答えはできませんが、確かに難尾先生のおつしやるような事実はあります。九州の福岡、中国の広島その他二、三ございます。これは業者の方に言い分があると思つたのです。それはなぜかと申しますと、半減をするのだから、実態課税をして必ず予算を上まわ

るものとつてみせるといふような形が、実は一月一日前後に現われ来たのです。ですから地方でもそうです。が、東京でもこれはたいへんだ、税率は下つたがこれはいへんだ、税率は実態調査をし、実態課税をすれば一割確保は大丈夫とれるんだからとい

う。これは東京都においてもそうだし、地方においても手ぐすね引いて待つておられたことがある。それですからわれ／＼業者としては、これは名目だけの半減であつて、羊頭肉であるといふので強い構えをした。これは東京もそうだが、地方において特にそう

昭和二十八年八月七日発行

うです。それから地方的に申しますと、はなはた変な話ですが、東京は安いといふ／＼業者からも言われておりますが、安くはない。われ／＼か

ら言ひますれば、業者の数が多いいのですから、地方のようにはいきつか

いでもすぐ様子がわかるというよう

なことはありせん。特に福岡さんでも

広島さんでも非常に苛酷な取扱ひを受

けておられますだけに、そのパーセン

テージからいって業者は何割かかかる

ような徴税を置いて、まるで監視ま

でつけておるような状態なんです。で

すから地方の業者の各位は安心して話

ができません。そこに大きな裁判

されたにまでなつて来るような現実があ

る。これは悪税であるといふことがは

つきりわかつておりますから、そこま

で来たわけでありまして、ですから御心

配のような点があります。そしてまた

これが全国的に強くなつて来ることは

、明々白々の事実であります。それ

からいふ一つは、われ／＼は昨年の三

月六日の大会において、これは時の自

由党絶対多数内閣のもとに、党議をも

つて廃止することに可決された決定事

項であるのだ、時の国務大臣の岡野さ

んも、幹事長も政調会長も、口をそろ

えてそのことは言われたといふこと

を、われ／＼はこの大会を通して業者

に全部申し上げてあるのです。です

か

らわれ／＼の立場が非常に苦しくなり

まして、いわゆる幹部のやつは何をや

つてんだというふうなことがいろいろ

あつて、自然に構えも強くなつて来

たことは事実であります。

○選任委員 これもまたきわめてうか

つなことをお尋ねするのですが、総務

部長さんに伺つた方がいいか、佐藤会

長に伺つた方がいいかよくわかりませ

んが、東京都においてはその一割とか

二割の税金を税法通りに加算して徴収

したことがあるのでありましようか。

つまり飲食なら飲食に対して二割ある

いは一割という正確な計算によつて、

加算金をおとりになつておるのではし

うか。その点いかがでしようか。

○事参考人 それは税法通りやつてお

ります。

○選任委員 もう一つ伺つておきま

す。販売品というところかといひます

けれども、飲食物なら飲食物といふもの

にかかつて、これは税込み価格になつ

ておるというふうな事実がございま

すか。いかがでございましようか。

○事参考人 料理店における価格とい

ふものは特に税を表示いたしません

から、税込み価格になつております。特

別の場合だけ税を表示するようになつ

ております。たとえば免税店指定店舗

といふところにあつては、税率をは

つきり明記させておきますが、そうでな

いところは税込みの価格であります。

○選任委員 これも世上のうわさを申

し上げるので、まことに恐縮であり

ますが、今日どういふふうになつてお

る存じませんけれども、業者の方が徴

収せられた税金そのまゝのものを、東

京都の方へはたして納めていらつしや

るのかどうかといふことに疑ひがあ

る、と申しますのは東京都と業者の方

方との間において、何と申しますか一

つの協定と申しますか、あるいは請負

契約と申しますか、一定の率によつて

納めることになつておる、従つて税金

としてとつたものは、全部が全部税金

として納まつておらないのじやない

か、かういふふうなうわさをする人も

あります。この際その辺について世間

の誤解を解いていただければ幸いで

あります。

○事参考人 そういうことがあつては

ならないことではございませうし、また

然らないことではございませう。業者が徴収

いたしたものは即税として納める

ことになつております。

〔佐藤親委員長代理退席、委員長

着席〕

○選任委員 その点については、ま

ことに恐縮であります。佐藤さんの御

意見も伺ひたい。

○佐藤参考人 それは現在においては

ありませんが、元徴収税といふものが

東京で初めてできたときに、私が委員

に選ばれてまして、若干含みの数字があ

つたことはあります。それは確かにあ

りました。今からずつと昔のことであ

ります。その話がどこかに伝え聞かさ

れて、東京はもうけておるのじやない

か、誤伝されておつたのであります。

それは現在においては絶対にござい

せん。

○中井委員長 参考人の皆さん、本

日はこれにて散会いたします。

はまことに長時間ありがとうございました。

午後六時三分散会

印刷者 大蔵省印刷局